

平成26年9月12日(金曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	小永正裕	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	下村勝幸
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	金子富太
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議 事 日 程 第 3 号

平成26年9月12日 9時00分 開議

日程第1 陳情第39号、陳情第41号及び陳情第42号
(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第2 一般質問

議 事 の 経 過

平成26年9月12日
午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従いまして議案審議を行いますので、よろしくお願い致します。

副町長から発言を求められております。

これを許します。

副町長。

副町長（松田春喜君）

おはようございます。失礼をします。

8日の質疑におきまして、藤本議員より不納欠損の資料の提供を求められておりました。

自分の方、税の方を記入しておるのがありますので、委員会前に配付をさせていただきますというふうにお答えをしておりましたけども、藤本議員の質疑の方で不納欠損全体ということでもありましたので、農業と水産業の欠損の分も追加をしまして、現在、席の方に配付をさせていただきましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

これで副町長の発言を終わります。

続いて、教育次長から発言を求められております。

これを許します。

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

おはようございます。

8日の質疑の際に藤本議員から、決算書61ページに記載しております学校給食費の年度別の滞納状況についてご質問を受けた際にお答えできなかった件につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

決算書61ページに記載しています、まず2節の学校給食費滞納繰越分につきましては、平成17年度2件1万5,585円、平成18年度2件17万5,020円、平成19年度2件18万4,585円、平成20年度1件15万7,470円、平成21年度9件27万6,460円、平成22年度10件33万8,710円、平成23年度26件68万230円、平成24年度60件104万1,525円。

この24年度分につきましては、還付未済額の2万2,120円が含まれております。

以上、収入未済112件、284万7,465円に、還付未済額2万2,120円を加えた286万9,585円が滞納繰越となっております。

1節の25年度分の学校給食費に関しましては、収入未済57件、146万2,640円が滞納繰越となっております。

次に、業務報告書に記載誤りが見つかりましたので、訂正をお願いしたいと思います。

業務報告書の342ページをお開きください。業務報告書342ページになります。

下段4の子ども会育成連合会のうち、カッコ1、黒潮町子ども会育成連合会補助金が39万8,000円となって

おりますけれども、39万円、390千円の間違いでございます。修正をしておわびを致します。大変申し訳ありませんでした。

議長（山本久夫君）

これで教育次長の発言を終わります。

続いて、まちづくり課長から発言を求められております。

これを許します。

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

おはようございます。

9月8日の質疑におきまして明神議員ならびに森議員より、議案第35号、平成25年度黒潮町水道事業特別会計決算書の中で、営業外収益249万7,899円の明細および定期預金の元金についてのご質問がございましたので、ご報告をさせていただきます。

営業外収益と致しましては、定期預金利息が142万2,601円となっております。

利息につきましては普通預金へ振替をしております。

預け入れ先につきましては、JA高知はた、高知銀行、愛媛銀行でございます。

また、雑収益107万5,298円につきましては、仮受消費税の雑収益分として490円。旧、鞭のあの水源地用地の賃貸料としまして15万円。過年度分の加入分担金としまして5万7,508円。そして、町道湊川線改良工事に伴います配水管の移設工事に伴います補償費の86万7,300円でございます。

続きまして、各定期預金の元金についてご説明を致します。

JA高知はたが1年定期でございます。2,800万円でございます。

高知銀行が6カ月定期で1,200万7,555円でございます。

愛媛銀行が2年定期で1億5,200万円でございます。

合計で1億9,200万7,555円となります。

以上、ご報告とさせていただきます。

議長（山本久夫君）

これでまちづくり課長の発言を終わります。

日程第1、陳情第39号、第41号および第42号を一括議題とします。

なお、陳情第40号および第43号は継続審査となりましたので報告します。

これより委員長報告を行います。

初めに、陳情第39号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書についての委員長報告を行います。

教育厚生常任委員長、西村將伸君。

教育厚生常任委員長（西村將伸君）

委員長報告を申し上げます。

教育厚生常任委員会に付託されました陳情は、第39号、手話言語法制定を求めるもの。また、第40号、軽度外傷性脳損傷の周知および労災認定基準の改正を求めることの2件でした。

慎重な審議の下、第40号につきましては継続審査となりましたので、採択されました39号について審議内容を要約してご説明致します。

陳情者名は、高知県聴覚障害者協会会長の竹島春美さんからとなっております。

陳情内容は、音声聞こえない、音声で話すことができない聴覚障害者にとっては、日常生活を営む上で手

話は大切な情報の獲得やコミュニケーションの手段となっていることから、日常生活に限らず、職場や教育の場においても自由に手話が使える社会環境を整えて、聴覚障害者が社会に自由に参加できることを目指す手話言語法を早期に制定することを国に求めるものでございます。

あて先は衆参議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣となっております。

ご審議のほどをよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、教育厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、陳情第41号、森林・林業関係の意見書採択についての委員長報告を行います。

産業建設常任委員長、坂本あやさん。

産業建設常任委員長（坂本あやさん）

おはようございます。

産業建設常任委員会の審査報告をさせていただきます。

産業建設常任委員会に付託されました陳情第41号、森林・林業関係の意見書採択について（要請）は、お配りしております森林・林業基本計画の推進に係る意見書と、地域林業・地域振興の確立に向けた山村振興法の延長と施策の拡充に係る意見書の2つの意見書が添付されておりました。

これらの意見書につきましては、県議会議員全員が加盟する森林・林業・林産業活性化推進高知県議会議員連盟が6月県議会に上程し、全会一致で採択され、全国に先駆けて政府関係機関と林活議連全国連絡会議に送付されたものでございました。

さらに、この意見書は全国の地方議会、9月、10月議会での採択を求めており、本委員会としましてはその内容に賛同し、本議会からも意見書を提出すべきと全会一致で採択すべきものと決しましたことをご報告致します。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから、産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、陳情第42号、2015年10月の消費税率10%への再引き上げ中止を求める意見書の採択のお願いについての委員長報告を行います。

総務常任委員長、森治史君。

総務常任委員長（森 治史君）

今議会で総務常任委員会に付託されました陳情につきまして報告をさせていただきます。

42号の、消費税10パーセントへの再引き上げ中止を求める意見書と、望ましい参議院選挙制度改革を求める意見書がございました。慎重なる審議を致しました結果、42号につきましては採択するものと決しまして、43号に当たります、望ましい参議院選挙制度改革を求める意見書につきましては継続審議とさせていただきます。

皆さんの方のお手元にあると思いますが、今の現在、この8パーセントになったことでも皆さんがなかなか経済的波及どころじゃなくって、家計に大きなしわ寄せが来ております。年金はカットされ、それから収入もいろいろと削除される中で消費税だけが上がっていく。買い物するたびに3パーセント余分な出費になってきているという状態でございます。それを考えまして、来年またそれをさらに2パーセントアップするということは、今の現状の収入とか年金がカットされる中では、到底、やっぱりすべきではないというような結論になりましたので、今回採択を致しました。

報告以上です。

議長（山本久夫君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

明神君。

10番（明神照男君）

この消費税の問題については、もともと民主党と自民党で話をして上げるように決め、そのときの上げる目的。それが福祉とかね、医療とか、そういうことを目的ということで、そういうことに使うがを目的として上げたと思う。が、現実には、まあ自分らから見たら、そうやねいう話にはなっちょらんきに自分は反対いうことを裁決したことはよ、自分は賛成、良かったと思うがです。

問題は、上げざった場合に、これ自分ら専門的なこと分かんがですけんど、国債の問題から始まって、国際的な日本の形。そういうことが心配されよるわけですが、この採択したときにそういう議論は出ましたか、どうでした。

議長（山本久夫君）

委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

今、明神議員の質問されたような、最後の方の政治的なことまではありませんでしたけど、やはり本当に上げざっていけるかどうかというようなことは皆さんやはり頭の中にありますので、そういうご意見もありましたけど、要は今の情勢での値上げは避けていただきたいと。

まあ、10パーセントに上がることもやけど、上げないかんなるかもしれませんけど、ちょっとまだ時期、身皆さんの収入が安定せん中でのそういうことの方が大きく、今の収入が年金だけの方とか。それから、低収入で一生懸命働いてもどうしても収入が上らん家庭には大きなしわ寄せになっておりますので、そういう所の方の意見が多く出まして、そういう採択の道になったというように解釈しております。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

明神君。

10番（明神照男君）

はい、分かりました。

それで、消費税が上がると町は、まあ執行部というか町長というかね、国から来るお金が、地方交付税ちょっと多くなるき、町にとったらええ部分もあるわけですけど、そういう話も全然出ませんでしたか。

議長（山本久夫君）

委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

消費税が上がって、そのいわゆる地方交付税、消費税の。その議論までには至っておりません。その問題は出てきませんでしたので。

そういう議論は。はい。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

すいません。ご報告いただいた中でですね、採択ということでしたけれども、全会一致でしょうか、多数でしょうか。

議長（山本久夫君）

委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

多数です。はい。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、陳情第 39 号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで陳情第 39 号の討論を終わります。

次に、陳情第 41 号、森林・林業関係の意見書採択についての討論を行います。

討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで陳情第 41 号の討論を終わります。

次に、陳情第 42 号、2015 年 10 月の消費税率 10%への再引き上げ中止を求める意見書の採択のお願いについての討論を行います。

討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで陳情第 42 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

初めに、陳情第 39 号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 39 号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 41 号、森林・林業関係の意見書採択についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 41 号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 42 号、2015 年 10 月の消費税率 10%への再引き上げ中止を求める意見書の採択のお願いについてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、陳情第 42 号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、矢野昭三君。

7 番 (矢野昭三君)

それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず最初にですね、先の議会のときにも予算が提案された関係上、質問を少しさせていただいた経過がありますが、1 番目の黒潮町史についてですね。この黒潮町史はどのような編集方針ですか。

これは私が考えておるのは、この地はいろいろとこう資料を見てみると、やはりその白鳳の地震があつてですね、684 年ですか、大変な地震であつたと。それから、その後 724 年にこの地が、土佐が遠流の地と、こういうふうになったようでございます。結局、土佐に住まいする私たちは、遠くは都のこの権力闘争に負けた方が一時避難してきて、まあ許されて帰ったという方も多数おいでるわけです。その中には遣唐大使とかね、太政大臣とか、そういったような方もいらっしゃるようですが。ただ、戦そのものに負けて、ここでそのまま生活をされておるといふ方も多くいらっしゃるのではないかなと、そのように考えております。

この白鳳の地震なんかの場合には有井川の古老のお話によりますと、ウロ千人、あるいは波打ち際七里先と、そういったような言い伝えが残っておるわけでございます。その上に、雨が大体まあ年に 3,000 ミリぐらいで

すか。台風も年に二度や三度。堤防がない中で、その雨のたんびに農作物は被害に遭う。そういう状況の中で、環境の中で、こんにちの黒潮町の礎をずっと英々として築いてこられた方。こういった方、これは私は誇りにすべきことであろうというように考えるわけです。

そこで、先の議会の中でですね、黒潮町の歴史を将来の町民の皆さまに残せるような、また、黒潮町に誇りが持てるような町史にしていきたいと思っているという、全くそのとおりでございます。ただ、そういうことでございますが、そこから先どのような編集方針を考えておられるのか、そこをですね。

ここは、わが町の歴史でございます。一番大事な点でございますので、将来の若者に展望が開けるような、後でめくって見える。例えば、昔のびょうぶ絵なんか見ましたら、町の中の生活がずっとこう描いたようなびょうぶもございますが、そういったことを踏まえてですね、できればお答え願いたいわけです。

最初の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

おはようございます。

1番バッターにご指命いただきまして、ありがとうございます。

今議会も誠意を尽くして答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

黒潮町史に係る編さん方針につきましてということなので、お答えをさせていただきたいと思っております。

黒潮町にかかわります町史につきましては、大方地域には昭和38年発行の大方町史、および平成6年発行の大方町史があります。佐賀地域におきましては昭和40年発行の佐賀町郷土史、および昭和58年発行の佐賀町農民史があります。黒潮町合併10年を迎えるに当たりまして、黒潮町の歴史を記録する町史の必要性が生じたために、平成28年度末の発刊を目指して本年度から黒潮町史の編さん業務に取り掛かっているところでございます。

黒潮町史発刊の目的は、本町の歴史的な発展の足跡を顧み、郷土に対する町民の関心と正しい理解を深め、愛情と誇りを一層高めるとともに、その歴史を町の財産として後世へ残し伝えていくこととしております。

これまでの両地域の歴史書につきましては、すべて町内人材によりまして編さんおよび編集作業をもって発刊に至っておりましたけれども、今回の町史発刊に当たりましては歴史に通じた人材が町内には少ないこと、および執筆活動には膨大な時間を要することから、編さん、編集にかかる業務を専門機関に委託することと致しまして、6月に4社指名のプロポーザル形式審査会を行った結果、株式会社ぎょうせい様に委託事業者として業務に着手をさせていただいております。

発刊までの大まかなスケジュールにつきましては以下のとおりでございます。

まず、本年11月までに基本資料のリストアップ。文献資料の収集、整理。写真、図版の収集、複製撮影などの資料収集と調査を行います。12月から年度末3月にかけては、資料の分類と整理、目次構成案の検討を行い、年度末に目次案を決定、執筆要領、執筆分担を決定致しまして、組み見本、組み体裁、モデル原稿の作製を行います。

27年度に入りまして執筆に取り掛かりますけれども、執筆は業務委託を行っております株式会社ぎょうせいのライターの方に行っていただくこととなります。11月までに第1次原稿の入稿が行われ、編さん委員会で原稿の校閲を行い、内容精査、加筆修正等の指示を行います。この間、補足資料についての情報収集と執筆に伴う照会事項への対応を編集部会で行います。

以上の結果、27年度末までに原稿執筆と内容確認を終了し、28年度からは編集と組み版に取り掛かります。

28年7月には初校、再校の校閲を経て、12月には第三校の校閲終了した後に、翌2月に印刷に取り掛かり、29年3月までに発刊をしたいということと考えております。

編さん方針について申し上げます。

これまでの町史につきましては、いま一度内容の検証を行い、新規の資料と併せて再執筆を致します。平成元年以降につきましては大方町史にも記述がありませんので、すべて新規執筆になりますけれども、今回予定の町史はB5サイズにして750ページ程度を想定しておりますので、これまで発行の町史の内容はかなり省略された黒潮町史になろうかと思えます。

町史編さんの基本的な方針は以下のとおりでございます。

1 つ目として、学術的水準を高く保ち、平易な記述と分かりやすい説明に留意し、写真、図版等を多く採録するなどして、親しみやすいものにすること。

2 つ目、既刊の大方町史をはじめ、合併前の旧両町に関する歴史的資料を尊重しつつ、新たな資料の調査研究に努めること。この点につきましては、特に佐賀地域に当たりましては、これまで正式な町史が発行されたことがありません。その点、歴史的資料が不足をしてるといえます。そこで今回、編さん委員のうち、学識経験者と民間委員の方4名につきましては、全員佐賀地域の方にご就任をいただきまして、積極的に佐賀地域の資料の編集と収集に当たっていただくこととしております。

基本方針の3 つ目です。広く人権尊重の視点を持ち、積極的かつ慎重な取り組みを心掛けるとともに、個人情報保護に十分留意すること。

以上のために、歴史的資料に基づく客観的で公正中立な記述内容でなければいけないと考えております。

なお、編さん、編集の作業は副町長を委員長とする編さん委員会。これは委員12名で構成をしております。編さん委員会が編さんを担当し、編さん委員のうち文化財保護審議会委員、学識経験者など民間の委員9名の方と教育委員会事務局で構成する編集部会で編集を致します。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

まあ、佐賀の方は、これ土佐之國と波多之國の国境地帯でございますので、大体どこを見ても国境地帯というのはおおよそ想像がつく状況にあります。置かれた生活というのは。

それで、特にその戦なんかで負けて逃げてきておる方がだいぶいらっしゃるわけでございます。いわゆる、つまり歴史的にですね、物が残せない状況の中でのそういう調査ということになりますので、調査については大変期待をしておりますが、今後ですね、隠された部分について、よく歴史の中にとどめておいていただきたいなど、こういうことを願ひまして、次の2番目へ移ります。

佐賀駅のこの整備について。土佐くろしお鉄道佐賀駅階段の対策工事はいつ施工しますか。

まあ、工事ただけではいきません。いつ完成し、供用できるのか。使うようになるのか。それを含めてお答え願ひたいと思います。

これは議会が皆さま方からの議員を選んでいただいて、この場で皆町民の方が生活する上で困ってる問題を代弁者としてこの場で発言をさせていただいて、それに対して町長が行政を執行していただく。それは、住民の声がやっと届いて、この予算の中へ反映していただいた。これは、まさしく今の仕組みをそのまま町民の方に見ていただいております一番分かりやすい格好の材料であると思ひましての質問でございます。

そういったことを踏まえましてですね、テレビを見ていらっしゃる町民も大変多くございますので、その仕

組みなどを踏まえた上でご答弁をいただきたい。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

おはようございます。

それでは、矢野議員の2番目のご質問でございます。佐賀駅の整備について。

土佐くろしお鉄道佐賀駅階段の対策工事はいつ施工しますかというご質問にお答えを致します。

土佐くろしお鉄道上佐佐賀駅のバリアフリー化に関するご質問でございますけれども、土佐くろしお鉄道中村宿毛線の沿線の特急車両が常時停車する駅でバリアフリー化ができてない駅は土佐佐賀駅のみとなっております。そして、その対策の必要性と実現に向けて、運営協議会で継続して協議を重ねてまいりました。

また、この件につきましては、ちょうど昨年の9月の定例議会で矢野議員から同様のご質問をいただいた際、バリアフリー化の改修事業について、運営協議会の財政負担が少なくてすむ国庫補助事業があったことのご紹介をさせていただきました。その実施時期につきましては、最速で事が進めば来年度予算で実現もというお話をさせていただいてございます。しかし、この国庫補助事業の採択エリアは日本全国ということもありまして、全国を相手にしての競り合いには、この小さな駅の費用対効果等の条件からすると相当厳しい位置にあることも申し上げたところでございます。しかしながら、少しではあります但し前には進んでいるということもご答弁させていただきました。

そうした中、今般、これまで最大の課題とされていた国庫補助の採択がいただける運びとなりまして、今年7月11日に開催された平成26年度土佐くろしお鉄道中村宿毛線運営協議会定期総会において、このことのご報告がございました。

この定期総会に、黒潮町からは委員となっている山本議長の代理で下村副議長と、そして同じく委員の森総務常任委員長にご出席いただき、下村副議長の方から、高知県および四万十町ならびに幡多5市町村の運営協議会関係者に対して、本事業の発端となった平成22年11月に黒潮町内在住の車いす利用の方からJR四国と土佐くろしお鉄道に対し、身体障がい者の鉄道利用についての請願書が提出されたことをご報告されまして、本年で足掛け4年の歳月を経て、やっと実現される運びになったことの喜びと併せまして、それぞれの自治体で工事負担金の予算化のお願いも込めてお礼を申し述べさせていただいたところでございます。

さて、ご質問の階段の対策工事はいつされるかということでございますけれども、現在の懸案事項を整理致しますと、関係自治体での工事の予算化をこの9月議会でそれぞれ予算化していただくことと、その予算確定でございます。そして、国庫補助金の交付決定をとということに進んでいきます。従いまして、各関係自治体での工事負担金が確定された後、土佐くろしお鉄道が国に対して補助金交付申請を行い、国の審査を受けて交付決定を受けた後でないといふ工事はできないということになります。

また、関係自治体の予算措置についてですけれども、過日、事務局から関係自治体での予算化を確認していただいたところ、それぞれの自治体で予算計上をしているところでございます。運営協議会の負担金の2分の1を賄っていただく高知県の議会最終日は10月14日の予定でございます。

従いまして、補助金の交付申請は早くても10月下旬。国の審査に要する日数を勘案致しまして、交付決定が11月初旬ということになれば、工事の発注は指名通知や閲覧期間等を勘案しましても、早くても11月下旬になろうかと思われまふ。こうしたことで、この工事は非常に短い期間でのスケジュールとなっております。運営協議会では今年度の事業完了をそのようなことで計画しているところでございます。

また、工事の発注される状況を得られれば、随時、情報発信をしていきたいと思つているところでございま

す。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

どうもありがとうございました。

着々と住民の願いが前進しておるということのお話をいただきましたので、ありがとうございます。

続きまして、3番、道路整備について質問致します。

自動車専用道拳ノ川佐賀間の利便性はもとより、地震、津波発生時には佐賀方面からの避難にも活用するため、荷稻付近ですね。荷稻付近へアクセス道路が必要です。これはどのように実現させますか。

先の34メートル受けて、これは大変だということで、まあ国はまた新しい法も作っていただきました。この問題についてもですね、今までお話の中では制度の問題もあるようでございますが、そういうものはね、できるように直せばええわけですね。だから、ないものは作ればいい。法律を作ればいい。みんなが困らんように法律を作ればいいわけで。じゃあ、法はあるけれどもできないという部分については改正すればいい。要は、そういう行動を取るか取らんかということなんですよ。頑張ってやっていたいておるとは思うんですが、地域の住民はですね、やはりそういったものをちゃんと整備していただきたいと、そういう声がずうっとあるわけでございます。

避難道は着々と取り組んでいただいております。ところが、避難をしてもその先がまだ生活があるわけでございます。今の国道56号の佐賀北部付近にある道というのは、道路そのものは丈夫うても、道路の上と下がございませぬ。大変軟弱です。県が調べた危険個所の調査を見てもですね、大体、佐賀のこの東の方へ行きましたら、どこもここも土砂災害危険個所ばかりでございます。頂いた地図の上にそう明記されております。だから、ひいといでも早く整備水準の高い道路へ、利用できる、利用可能な状況にすべきであろうと思っておりますので、これは町民の声を受けてのこの発言でございます。

どのように実現を図るのか、質問致します。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告書に基づきまして、矢野議員3番カッコ1、佐賀方面からの避難にも活用するため、荷稻周辺にアクセス道に関するご質問についてお答え致します。

現在、拳ノ川から佐賀方面に通じる高規格道路の窪川佐賀道路につきましては既に事業化されており、本年度から上分地区および拳ノ川地区で設計協議が始まっているところであります。また、用地調査も開始されています。この高規格道路へのアクセス道路につきましては、これまでも佐賀地域、佐賀北部地域の皆さまよりフルインター設置の要望が出されてきたところであります。町と致しましてもこれらを踏まえ、国土交通省に積極的に要望活動を行ってきた経過がございます。

しかしながら、現段階での国土交通省の考えとしては、窪川佐賀道路佐賀工区については、荷稻地区を含め、ほぼ全線にわたって地形が急峻（きゅうしゅん）かつ現国道との高低差がありアクセス困難なことから、現時点では新しいインターチェンジの設置計画はないとしています。ただし、緊急車両および維持管理車両の出入り口につきましては、その必要性を理解されており、適切な設置場所を検討するとの回答をいただいております。現在、佐賀地域の上分地区でフルインターチェンジの計画もあり、その中でも一定の避難、

住民の皆さまが避難できる場所も現在考えているところでもあります。

町と致しましては、今後も粘り強く要望活動を行うとともに、緊急時や地震、災害などの輸送道路として接続できるように国土交通省等、関係機関と連絡協議をしていきたいと考えています。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

その要望をしていただいているのは分かるんですけど、やり方について私は一考、ちょっとお願いしたいなあ。というのはですね、ええ例としての発言でございますので、参考例としてお聞き願いたいのは。

あの梶原町はね、県境へぶち抜いたんですよ、あの高い大きな山を。梶原町の相当な努力によって、あの大変な大きな山を愛媛県へ抜いてしまった。悪い所はあと数キロなんですよ。梶原はもう高知へ行くより松山行く方が速うなった。だからね、そういったことなどを踏まえて、ぜひ、その黒潮町をどうするのか。より良いものにしていくために、どうすれば実現するのか。そういったことをですね、まあ仕掛けていただきたいなど、そのように願ひまして次へ移ります。時間ございませんので。

2 番、国道 56 号と県道秋丸佐賀線ならびに国道 56 号と横木交差点に右折レーンを設置するか問います。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは矢野議員カッコ 2、国道 56 号と県道秋丸佐賀線ならびに国道 56 号線と横木交差点に関する、右折レーンにかんするご質問にお答え致します。

近年、県道秋丸佐賀線につきましては、改良事業の進ちょくや四万十町（打井川）に観光施設ができたこと。また、四万十川沿いの国道整備が進み、愛媛県からのアクセスが良くなったことから、この路線の通過交通が多くなっているように感じています。県道秋丸佐賀線の右折レーンおよび拳ノ川地区の横木の右折レーン対策につきましては、町としてもこれまでも地域の声を踏まえ、国土交通省に対し要望活動を行ってきたところがあります。現在のところ、国土交通省の考えとしましては兩個所の視距および縦断は良好であり、右折する車両も少ないことから、現状において右折レーンの必要性は低いとの判断をしており、引き続き現状を注視していくという考えであります。

また、当該地区では線形不良箇所などの解消を目的に片坂バイパス事業を、さらにこれを延伸する窪川佐賀道路の整備を推進しており、片坂バイパスの供用後は現道とバイパスに交通量が分散し、より快適な通過可能になるとの予測を国土交通省はしているところでございます。

町としましては、これからも地域の皆さま方の不安が少しでも解消できるよう、要望活動を行うとともに、その実現に向けてこれからも努力を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

それでは 3 番のですね、県道出口から古津賀のその境までの照明工事ならびに県道小浜、これは黒潮スカイラインですが、小浜の越波対策工事および県道秋丸佐賀線の完成見通しを問います。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは矢野議員カッコ 3、県道出口から古津賀境までの照明工事ならびに県道小浜の越波対策、および県道秋丸佐賀線の完成見通しに関するご質問にお答え致します。

県道出口古津賀線への道路照明工事につきましては、去る7月7日から8日にかけて町議会産業建設常任委員会の皆さまにもご同行いただき、高知県幡多土木事務所の職員とともに現地調査を行い、道路照明施設について強く要望してきた経過がございます。現在の状況について確認したところ、各自治体から道路照明設置の要望箇所も多くあることから、緊急性を考慮しながら優先順位の高い所から順次対応しているとお話をお聞きしております。

当県道につきましては、田野浦、出口より四万十方面への通勤通学路として多くの方が利用していますので、夜間通行時の安全性確保のため早急に道路照明を設置していただくよう、引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、主要県道中土佐佐賀線の越波についてでございます。この県道中土佐佐賀線は熊野浦、鈴地区の住民の通勤通学路等として活用されております。また日々、散歩やジョギング等で日常的に利用される景観の良い街道で、佐賀の市街地と各集落を結ぶ幹線ルートでもあり、防災や緊急輸送の観点からも非常に重要な道路であります。

議員から質問のありました小浜の付近は、先の台風でも道路への越波が見られておりました。台風の過ぎ去った朝、私たち職員は早朝5時ごろ現地を確認しました。そうしますと、石や流木等が多く打ち上げられておりました。そのような状態がありましたので、道路警戒を作業をしながら、交通の安全と住民生活に支障がないような対策を講じておりました。町としましては今後より一層、状況の把握と情報提供に努め、管理者である高知県幡多土木事務所に対し、さらに要望活動を行い、道路利用者の不安が解消できるようにこれからも努力をしてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、県道秋丸佐賀線につきましては本年度も積極的な事業が行われており、一日も早い完成が待たれるところであります。見通しはどうかとの質問であります。高知県幡多土木事務所は具体的な完成時期を示すことは現時点では困難なようであります。しかしながら、今年には多くの事業費を投入しながら計画的に進めていただいております。今後も交通の利便性の向上、緊急輸送道路として、さらには観光入り込み客の増加などの観点から、引き続き事業進ちょくを図っていく予定とお聞きしています。町としましては、四万十街道との早期完全連結を願い、今後も要望活動をしてまいります。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

出口古津賀間はですね、中村の方へ自転車で通学されておる若い女性なども多いようでございます。大変暗い道を使っての通学で、その家族は家へ帰るまで心配でたまらんとというような生活をされてるわけですね。

その町の、私たちの目標である総合振興計画の中にも、人が元気、自然が元気、地域が元気という目標を定めてございますので、あんまり心配掛けないような、生命、財産を守るという見地に立ってですね、この土木に対しても強く要望していただきたいと思っております。

それから、小浜については越波でございますので、夜間、越波ありましたら、これそのまま持っていかれる、海中へ車ごし持っていかれるという恐れがありますのでね。これ、ほんとに急を要する問題であると思っております。

で、そのへんはより以上力を入れて取り組んでいただきたいと、こう思います。

それでは4番目ですね、県、町道は車両制限値の高さ3.8メートル以上、ならびに道路用地幅および人家付近の立木管理は十分か問います。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、矢野議員の3番のカッコ4、県、町道の立木管理についてのご質問にお答えを致します。

道路におきましては、構造物、支障木等により、車両や歩行者の交通の安全性、円滑性に支障を来すことを防ぐため、構造物を配置してはならない一定の幅や高さの範囲を建築限界として、道路法第30条および道路構造令第12条により定められています。高さにつきましては、車道上が4.5メートル、歩道上が2.5メートルと規定をされているところございます。

従いまして、道路上に樹木や枝葉がはみ出して、通行に支障がある個所につきましては、可能な限り伐採処理を行っているところでございます。また、私有地からの支障木につきましても、所有者の承諾をいただいた上で、通行に支障を来さないよう伐採処理を行っています。しかし、黒潮町内の町道管理につきましては、477路線、実延長で約234キロメートルございまして、十分な管理ができていないのが実情でございます。

議員ご質問の、町道沿いの人家に影響を与えます支障木につきましては、道路敷きの範囲内での伐採処理を行ってまいりたいと考えております。

なお、私有地から道路上にはみ出しております樹木の伐採のお願いにつきましては、本年度も広報くろしお10月号にて掲載を予定しております。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

規定に従って管理していただいちゃうということでございますので、それはそれでよろしくお願ひしたいわけですが。要は、私などの所へお話をいただくというのは困ったことの相談事でございますので、それはそういった人家の近くについてはですね、できるだけ速やかな対応をお願ひしたいと思います。時期的な問題もございまして。雨がなんか降りますとですね、その木がずっと垂れ下がってまいります。で、個人の人家というのは住まいする大切な財産でございまして、そういったことを配慮していただいでですね、早めに手を打っていただくようお願いを申し上げまして、次の4番の防災計画に移ります。

1番、避難タワーの通路などは、高齢者、障がい者などに配慮した計画をしているか問います。

これについてはですね、私もある住民の方から大変な資料を預かっております。従いましてですね、一応その住民の方が自らの時間を割いて調査した結果の資料でございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

実は、ビデオにも編さんしていただいておりますけれども、ビデオをここで見せるわけにはいきませんので、一応文章を頂いておりますので。これは久礼のスロープ、斜路でございまして。

それともう一つは、佐賀のある避難場所を4人でかき上げいきますかね、そういう、やったところの現地調査のデータでございまして。

まあ、この久礼でスロープを使って、斜路を使ってですね、車いす、女性1名乗せて、だんなさんといわれるご主人が押し上げた場合、これを、まあ久礼は10メートル余りでございまして、22メートルに換算したらということの想定でございまして。

これは4.6から5.5分くらい。

それから、男性1人を乗せ、女性1人で押し上げた場合は、まあ男の方がこぐわけですね。まあ8分から10分程度。

それから、女性1名乗せ、1人女性が前で引っ張り、後ろから押すと。それは3.8から4.6分くらい。

それから、階段を徒歩で上がった場合は1.6から2分くらい。

スロープを徒歩で上がった場合は2.7から3.3分くらいというような実地調査の結果を頂いております。

それで、後からいろんな形の提案がなされ、改善改善という格好で入ってきておりますので、これらをです。特にご配慮をしていただきたいのは、その障がい、足腰の不自由な方、特に。夜間そのタワーまでたどり着いても、そこから先逃げるが大変でございます。これは特にその上り口で、まあ階段なんかの場合やったら転ぶというようなことも想定できるわけございまして、1人転ぶと後へ続く人が転びかねない。そういったこともございます。

それで、計画を進めていただける職員というのは大変足腰が丈夫で体力も強い方でございますね。だから、そういった体力の強い方が、元気な方が、こういったものの計画するとき何が大事かと。やはりですね、そういう足腰の弱い方にできるだけ近づけるような条件を設定する必要があるのではないかと。

そうすると、私はここでね、計画をする上で疑似体験をしていただきたいなあと。例えば、両足を木へくくりつけてみて、松葉づえついてみて上り下りするなどですね。そういったことをやっていただくことが、少しでもそういった高齢者、足腰の弱い方に近づけるのではないかと。そういうことをですね、特にお願いしたいわけでございます。

その点いかがですか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、矢野議員の一般質問、防災計画についての1番目、避難タワーの通路等に関するご質問についてお答えをしたいと思います。

平成25年度に完成しました、横浜、早咲、浜の宮、町、万行の5基の津波避難タワーは、幅が2メートルの広い階段として、踏み面が30センチメートル、蹴上が15センチメートルの緩やかな傾斜を採用しております。これは高知県の津波避難タワーの設計のための手引きに示されている建築基準をさらに上がりやすくしたものでございます。

仮に、万行地区津波避難タワー。これは避難ステージの高さが14メートルでございますけれど、これに車いす対応のスロープを設置する場合、介護者ありの場合でも最低8分の1のこう配にする必要がございます。そうすると、156メートル程度のスロープ延長が必要となります。これが介護者なしの場合は、さらに236メートルから294メートル程度必要になってきます。

このスロープを高知県津波避難計画策定指針に示されている、歩行困難者、身体障がい者等の歩行速度。これは秒速0.5メートルで計算しておりますけれど、そうすると5分以上の時間が必要となります。

また、四万十市などの一部の避難タワーに設置しているゴンドラについても実物を視察して検証を行い、1回の昇降に5分程度の時間が必要であり、さらにゴンドラの操作には事前の知識が必要であるとの判断を致しました。

以上のことより、現状の津波避難タワーは階段の幅が広く上がりよい階段として、階段の昇降が困難な高齢者や障がい者等は担架によって地域住民の共助により昇降する計画を採用しております。

なお、今後計画する津波避難タワーに関しましては、各市町村で建設されている同施設を視察、検証および既存の町内津波避難タワーでの避難訓練の検証データ等も参考にしながら、さらに高齢者や障がい者の方々に配慮した施設の検討を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

実は、私も久礼へ行ってまいりました。見てですね思ったのは、私が見た限りでは階段より、その斜路、スロープの方が逃げやすいのではないかなあと、私なりにはそう考えたわけでございます。現地へ行ってみて。

今までやったことを別に否定するわけではございません。今まではあまりそういった知識もない中で、とにかく早く仕上げないかんということでやったわけでございますので、それはそれで私は良かったと考えております。ただ、新しくやる分についてはですね、先ほど言われましたように、やる。1 回ですね、その疑似体験をね、私はしていただきたい。する意思があるかないかはちょっとお聞かせ願いたい。

というがは、その駅の問題もおんなじことなんですよ。駅の階段の問題も。

それから、これは私、大変感謝申し上げてる。私に資料を出していただいた方というのは、ほんまに青少年の育成をはじめですね、こういった問題にも自らの時間を割き、お金を使って資料整備までしていただいたと、図面も頂いておるんだと。そういう方が多くいらっしゃる、この黒潮町は大変素晴らしい町やと考えておりますので、ぜひですね、さまざまな意見を吸収していただいてですね、この問題に取り組んでいただきたいと思っております。あの資料をいただきました方には、この場を借りてお礼を申し上げたいと考えております。

課長、その疑似体験はいかがですか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

今、矢野議員からご紹介ありました避難道を使った訓練、7月26日に確かやっておられたと思うんですけど、その情報を頂いております。それで、そういう課題があるということもお聞きしております。

さらに、8月31日、総合訓練の中で万行地区で避難タワーを实际使って避難行動が困難な方が何分かかった、これ6分かかっております。そういう情報もだんだんに入ってきておまして、担当の方でもちょうど今、矢野議員からご紹介ありました久礼のタワーについてもですね、一度車いすを持って行って、今おっしゃられたように疑似体験的なことをして、しっかりと調査をしていきたいと思っております。そのことを今、打ち合わせしたところでございました。

ご意見を参考にしながら、対応してまいりたいと思います。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

ありがとうございました。

それではですね、次の2番の白浜、亡所などの住家および中村警察署佐賀駐在所含め宅地開発するか問います。

特に、白浜の裏山についてはご承知のようにブルーシートが掛かりました。先の大雨で。これは対策はいつ

講ずるのか。まあ、何か来年やりそうな話ですけど。仮にやったとしても、それはブルーシートが掛かった所のみであろうと、こんなふう思うわけです。地区の方は裏山全部が危ないと、こういうことでございます。

避難道路はやっていただいておりますけれども、これは全体的にそれが利用できるかどうか分かりません。で、私は、その地区の人がおっしゃるには、公園の近くで自分の土地があるから、みんなのためにこれ使っていただけたらいい。そういうお話も前にいただいたので、先の議会でもこれはこの場において発言をさせていただいておりますが。

ぜひですね、早く行き場を構えんことにはどうしようもない。避難道を造って逃げて、その上にあるのは1次の避難場所でございます、そこでずうっと生活はできるわけじゃございませんので。まず、目の前にあるカーテンを取りのけていただいて、住民の心の安らぐ場というものを提供することが必要なんですね。白浜だけではございませんよ。亡所があるんですから。至る所に。一緒です。

で、もう一つは、黒潮町で外部機関が事務所を開いていただいておりますのは、この警察だけであろうと思ってるんですが。この機関に対してですね、その困ってるんですね、機関の方も。入野については行く先が決まりました。生命、財産を直接守っていただくその警察機関、行き場がのうて困ってます。何とかこれも早くですね、行き場を構えていただきたい。それには白浜の方が所有されておる土地、ここを使ってくださいと言っておる土地辺りをそういうふうを持っていただきたいと思うわけでございますが。

この点についてお答え願いたい。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは、宅地開発にかんする質問にお答え致します。

矢野議員ご承知のとおり、白浜地区を含め佐賀地域は狭隘（きょうあい）で急峻（きゅうしゅん）な地形が多く、背後には急傾斜崩壊区域や土石流危険溪流なども存在しております。白浜地区についても土石流溪流区域が存在しております。このように適地が少なく、土地利用が極めて厳しい地域であります。

今回の南海トラフ津波予想浸水地域を見ても、佐賀工区のほとんどが水没されるとされており、その範囲は藤縄地域まで達するとの厳しい予測がされています。こうした状況のときこそ地域住民が将来に希望を持ち、そして安心して生活できる住環境や生活基盤を確立することは行政の責務だと考えております。

矢野議員から質問のありました宅地開発計画につきましては、南海トラフ地震に伴う津波等への備えとして、また高規格道路延伸に伴う交通、物流の変化、産業の振興と土地の有効活用、さらには豊かな山、川、海などの地域資源の情報発信とポテンシャルを高めるなど、まさに未来のまちづくりに直結するものだと考えております。本町では現在、避難路や避難広場等の防災事業に積極的に取り組んでおり、佐賀地域においても高台移転の課題の一つである佐賀保育所の移転計画について、その場所を伊与喜地区に決定し、その動きを加速させているところであります。

しかしながら、先ほど言いましたように、新たな宅地開発計画については現在のところその作業ができてないのが現状であります。宅地開発計画は将来のまちづくり計画や財政的なことも直結しますので、慎重に検討する必要があるかと考えますが、住民の不安を解消するために今後は地区防災計画策定懇談会や、さまざまな機会を通じて住民との合意形成を図るとともに、関係機関との連携を取りながらその構想が示せるよう、精力的に取り組みたいと考えております。これからも、さまざまな場面でよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

行政がここをやるいう場合はきちっとしたものでどうしても考えていくわけですが、そういったきちっとする、絵に描く前の状態ですね、私が思っているのは。

まあ真っ白い用紙の上に手書きですね、ここへこういうものを造っていくというような、そういう素案になるか否か、その程度のところから私は、34メートルという話が出たときにそういったものは作っていただきたいなあと思ったわけです。

と申しますのは、缶詰は34メートルなんですね。刷り込んでおる分は34.4。それから、その下の方に34メートルというようなことで印刷をされて、これ、もう流通へ乗せておるわけですね。だけど、肝心のその34メートル来るといった白浜はまだ絵がないと。私は地域の方の心情を思うとですね、何か釈然とせんところがあると思いますよ。これは、やはり、そこへ来ると言われた。それはもう決まったことなんですよ。決まったこと。白浜の人が決めたわけやない。これ国が決めたことや。

しかし、残念ながら。残念いいますか、そのとおりの物事は動いていくとするならば、それは当然その瞬間、手書き、フリーハンドでいいですよ。ここらあたりがどうかのうという話はね、ないといかんと思いますよ。それがどうもいまだにないようなもので、これ一体何じゃろかと。缶詰はもうできたがで、これ売りようがです。34メートルを。その脇で、行く先が分からん。地元の方は、私の土地を提供するから使っていただいてええと。

何かちぐはぐのように思うんですがね。これいかがですか。

議長 (山本久夫君)

町長。

町長 (大西勝也君)

これ、防災の観点からですね、この場で度々、繰り返し答弁申し上げてまいりました。

今、自分たちが限られたですね、その資源量。つまり、この人的、財政的、両方含めてですね。その中でプライオリティーに何を設定するかちゅうことをですね、これも繰り返し答弁してきたつもりでございます。その中で、今、想定が示されてまだ3年弱。この間に自分たちが一生懸命やらなければならないことは何なのか。それは有事の際、いざというときにですね、人命だけは少なくとも確保する。これが最優先課題でございます。これは決定し、議会に答弁させていただき、コンセンサスが図れたものと、自分は認識をしております。その計画に基づいて、今進めてるところでございます。

そして、さらに申し上げますと、どこまで防災を深く掘り下げてご認識されているか自分にはちょっと把握できませんけれども、これ単純なものではないんです。この宅地整備につきましても。これは財政的にどうか、マンパワーの、先ほどお話ししましたけれども、それ以外にもさまざまなパットが絡んでくるわけです。これは住民の皆さんのこのマクロの意思、こういったものにしっかりと配慮しながら進めていかなければならないものであって、これ空想的に絵を描きましょうということで、それでいったん終わらしましょうということで終わるような作業ではないんです。これをしっかりと考え抜いて考え抜いて、しっかりと掘り下げて考え抜いた揚げ句、今の整備計画、あるいは今の防災の行政の進め方ということにたどり着いているわけでございます。

一度ですね、自分が防災課長に議会向けにお話をさせていただけないでしょうか。根っこのところのコンセンサスが取れているかどうか、ちょっと最近の防災の質問をお受けするとですね、自分たちの方向性をしっかりご認識いただいているのかどうなのか。あるいは、それが自分たちも100パーセント正しいと思って提案し

てるわけではないので、その都度、議会からご指示、それからご協議もいただくわけですが、少しですね、ちょっと時間がたちましたので、ちょっとそこが生まれてきてるのではないかと考えております。

ぜひそういったお時間を頂いてですね、しっかりと説明させていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

ありがとうございました。

多分ね、町民もそういうことをそういうことを願ってると思いますよ。この場で町長がお答えいただきたいことはテレビで映ってますのでね、それは町民が町長のお考えが分かったということになりますので。ぜひですね、また機会をとらえてこのことについてご説明を少し詳しくいただいたらありがたいなあと、そのように考えております。ありがとうございました。

それではですね、この産業振興ですが。

1 番目ですね、農業の衰退が激しい。振興を支えるため施策を団体の責任者と協議すべきと考えますが、今までどのような協議を重ねているか。また、幡多広域組合などの会議の議題として提案する考えはあるか問います。

これは前議会でも同僚の議員からも、その農業のことの振興については質問し、お答えもいただいております。ところではございますが。とにかくこの先の新聞でもいろいろ出たんですがね、人口がだんだん減って行って、最後はなくなる自治体が出るというような、まあ、そういう記事まで出ました。何も黒潮町だけに限ったことではないんですが。ただ、そうかいうて、よそも悪からうちもというような格好にはなりませんし、いきませんので、そこをですね、黒潮町がどう生き延びていくのかということなんです。

前にもこの場で発言させていただいたんですが、昭和 56 年からの 20 年間、西南地域の開発総合計画を高知県が作っていただいてですね、その 20 年後、昭和 75 年を目標にしてですね、要は全国的な低位にある本県の中にあつてですね、各分野が全国的に低い。さまざまなものが低い。この立ち遅れた地域を何とかせないかんということで県も計画を作っていただきましたし、私たちもそれを何とかせないかんというところでみんな頑張ってきたわけですが。そのときも、この私たちの地域と、須崎以西ですね。高知県以西の西南地域。それから、岩手県両磐地域。平泉辺りです。これを課題地域として国も取り上げていただいて、さまざまな事業展開をしていただいたと。しかしながら、2009 年には全国最下位の所得水準ですね。いうことになったわけです。

まあ、お金だけがすべてではないですよという記事がその後ずっといろいろと出回ってきてですね、まあ日銀の高知支店長さんあたりもそういった趣旨のことも言われておったし、それ以外の方も言われるわけです。それは、そうであろうと。ある部分。しかしながら、この若者が、外へ、町外へ出ていかれる。結局、いろいろお話伺っても、働く場がない。その働く場いうても、それはさまざまございますので一概にはいきませんが。少なくともわが黒潮町は一次産業の町でございます。その一次産業の資料を見てもですね、まあ大変数値が下がってきておる。これを極端に引き上げることはなかなか難しいわけですが、少なくともこれから下がらない、下がらずに一段でも二段でも上げるというようなことにしなければならないと、こう思うわけでございます。

その昭和 55 年に、この佐賀と大方の人口というのは 1 万 6, 116 人ということになっております。そして、この平成 26 年のをずっとこう見ましたら、1 万 2, 236 人という数字が出てまいりました。まあ、多少この時期的な問題もあろうかと思っておりますので違うかも分かりませんが、まあ、そう違っても、そう大きな数字にはならな

いと。結局34年で、黒潮町としては3,880人の方がいなくなったんだというデータになります。

それに対してですね、私は思うには、一つの提案でございますが、昭和40年代にはその佐賀町には農業改良普及員という資格を持った方が町の職員として3名、農業振興に取り組んで頑張ってきたいただいたわけでございます。この黒潮町もですね、農業の町ではございますが、この昨今の状況をこれ何とかしなければならぬというところからですね、町においてもそういった職員を採用してはどうかと、そういったことも考えながらの質問です。

もう一つは、あとですね、まあ南の方のもの。北海道の稲刈りが、この間テレビ見ましたら8月の17か18ごろでしたね、テレビでやってました。これは北海道でこの時期にコメを作られたら、これたまったもんじゃないよと思えば、案の定、その後から聞いた話が、コメが今年はお出しが4,800円、それが3,800円というお話も聞きましたし、その後で聞いたらまあ4,000円というお話も聞きました。去年は6,000ぐらいやったかなと思ってるんですが、その前が8,000円くらいか。

これなかなか、その今の農業をそのまま果たしてやっていけるのか。そういうことを考えておりますので、もうちょっと南の方の農産物の調査研究するか。あるいは、この前行ったら、ニラの選果作業のとこ行きましたら、せっかく骨折って労力を費やし、あるいは肥料を使って栽培したニラなんかもたくさんこう捨てる部分がございます。そこで言われた生産者からの話は、これでニラギョーザみたいなもんできんろかねえというようなお話もいただいております。まっことじゃのうという話をその場でしたわけでございますが。

そういったことを併せてご答弁願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

それでは通告書に基づきまして、矢野議員の産業振興についての、農業の衰退が激しい、振興を図るための施策を団体の責任者と協議すべきと考えるが、今までどのような協議を重ねているか。また、幡多広域組合等の会議の議題として提案する考えはないか問います、ご質問についてお答え致します。

農業施策等に関する会議につきましては、幡多管内を対象とする県農業振興センターやJAの主催により、毎年度、所長や支所長および課長レベルでの会議が開催されています。内容的には、各機関からの方針や主要事業計画、情報提供など、農業関係のさまざまな内容について報告、協議され、情報の共有化が図られています。大きなところでは、JA高知はた主催によるJA高知はた農業振興連絡協議会が開催され、JAからは経営管理委員会会長や代表理事長などのトップをはじめ、幡多管内の管理職の方々、また、県や幡多管内6市町村からは、所長、課長の管理職および担当者の出席により、各機関からの報告や各市町村の抱える課題および要望などについて協議しています。

そうした状況ではありますが、本年8月に開催されましたJA高知はた大方支所園芸部定期総会の場で、町長およびJA高知はた代表理事出席の中、園芸部長より両者のトップ会談の要請があり、実施に向けて調整することとしています。

また、幡多広域組合、幡多広域市町村組合と思いますが、の会議の議題としての提案のご質問については、そのトップ会談による状況を見てから協議を検討致します。

そのほかにも、栽培品目等ご質問がいろいろありましたが、それらについては、前日、先に述べさせていただきましたその会の中でも議題として協議していくかどうかということも含めて、またみんなで協議していきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

責任者などとのそういう話をさせていただいておるということであれば、それはまあ非常に大変有意義ないいことだなあと、そんなふうを考えておりますので、ぜひこの農業の振興が図れるように願っておるわけでございます。

ただ、私たちなんかもよそへ行ったときよう思うんですが、一つの地域など1時間2時間車で走ってもすぐ行き抜けます。それで、この黒潮町もですね、町外、よその人から見た場合に、それほど大きな所ではございません。で、幡多広域の中でもこういう方向付けをしてですね。まあ農協は1つでございますので、四万十町の大正、十和含めて、幡多は1つの農協でございます。まあ地域特性がありますので、その地域地域の特性を生かしつつですね、一つの対外的にですね、幡多広域などの会議の仲を持ってですね。観光農業という意味じゃないですよ。農業観光。農業を主体にした観光を仕組んでいただけないものかと、こんなことも考えておるわけでございます。

そして、できればそういったことを進めるためにもですね、通告は致しておりませんが、先ほど言いました農業改良普及員。そういったような資格を持った方を採用していただいておりますので、この現状を打開するような施策を希望するものですが、それできませんかね、これ。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

いきなりのご質問でちょっと難しいですが。

その人事等、また仮に町の方で採用というようなことになると、また全体的な考え方が要ると思いますので、そちらの方についてはなかなか返事の方は難しいと考えておりますので、参考にはさせていただきます。そういう普及員さんが必要な状況だということは受け止めさせていただきます。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

それでは最後になりますが、この工事負担金を払っている第3種佐賀漁港の静穏度が極めて悪い。静穏度が悪いと水揚げが減少し、経済が悪化します。暮らしやすいまちづくりのため、漁民、組合長などの協議を経て、国、県知事へ強力な要望をするか問います。

これらはですね、確か合併以来、この間のあった台風までに3回、私は佐賀の漁港の市場の前まで砂が上がってきたのは、これ3回目やなかったかなと私は思ってるんですが。3年に1回こう波が上がってくるというのは、もうこれは確率30分の1とかいうような話じゃございませんので。その来る波の方向はもう分かっております。公園の方から波が入ってきておまして、石張りトイレがある、あっちの方向です。

ちょうどそこから、石がある所からその方向を見ると、前がきれいに防波堤がなく空いております。防波堤のない港ということになっておるのが現状でございます。だから、その波が入って、奥の泊地まで入ってですね、その泊地の船が大きく、右に左にこう動いておるんですね。この係留できるような、まともに係留できるような状態ではなくなってきました。波が強くなったのかどうかそれは分かりませんが、現実の問題としてそういうことがございます。

そして、これは佐賀、佐賀いうても佐賀だけやない。全国的な船がよね利用していただくということの位置付けの港でございますので、これはなかなか県外の船にですね、ちょっと入港して水揚げしてくださいやというても、この状態では水揚げができないですね。それで、まあ経済が悪くなるというような、そういった意味も含めてのことですが。だから、そういうもんがあまり水揚げも揚がらなくなると、自動車道路造るにしてもですね、B/C（ビーバイシー）、投資効果が非常に上がらない状況になります。道をつけるときにも大変困るのは、投資効果を言われておるんですね、今。だから、そういったことを踏まえると、やはり基盤をちゃんとしなければ、それを利用する漁民は生きていけないということになります。

この問題については、今年は何か調査していただけるというようなお話も漏れ聞こえてはまいります、じゃあ今年調査して、来年じゃあ工事ができるのかと、こういうことになると、それはまあ分からないということでございます。これをですね、一日も早く波が入らないような港にさせていただきたいわけです。そのことについては前々から要望はさせていただいております。ただ、私の手元にある資料については高知県知事さんへ直接行ったという資料は見えておりませんので、まあ行っておるかも分かりますが、もし直接知事さんの方へ要望をされたという実績があるかないか。なければですね、もう直接これ高知県知事さんにお問い合わせするしかないなあというように考えるわけです。

そこはですね、ひとつどんなふうに取り組むをしていただけるのか。

それともう1点、これも通告はないですけど。

県も大変いろいろとご苦労されて計画は作って、今年予算もいろいろと組んでいただいておりますが、まあ水揚げしたものをどうというものはあるんですが、カツオそのものがいなくなっておるので、その資源対策に対する予算項目が私の調べた範囲ではちょっとよう見ないわけです。

まあ通告しておることではないので、別にそれは返事していただかなくても仕方がないというところでございますが、まあ知っておればご返事いただきたい。

この以上、質問致します。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは矢野議員の産業振興の佐賀漁港における静穏度についてお答えします。

この件につきましては、佐賀港湾西沖より波浪が鹿島に当たり、佐賀漁港の赤灯台付近の護岸および内港泊地に影響するものです。これにつきましては、高知県漁協より静穏度の向上ということで平成23年度に幡東水産振興会。これは四万十市、黒潮町、佐賀統括支所、下田漁港の4つからなる組織ですが、ここから高知県の水産振興部長に要望を挙げております。

回答として、台風時に現地調査を行い、実態を把握するとともに、伊与木川からの淡水の影響等も総合的に考慮して対策を講じたいと回答を得ており、高知県として平成24年度に国の補正予算を活用し、漁港施設機能強化事業により佐賀泊地の静穏度向上へ一定の効果が見込まれる泊地南側の護岸沿いへ消波ブロックの設置工事に着手しております。今後、県としても消波ブロックの設置の効果の確認と併せて、引き続き台風時の現地調査などへ対応していくとのことで、町としても台風時の状況について県へ情報提供を行うとともに、機会を通じて要望活動に取り組んでまいります。

また、高知県佐賀統括支所も本年7月1日、幡多土木所長に対して、黒潮町内の県管理漁港への要望書の中で同様の要望活動を行っております。また別途、高知県として、河川課、港湾・海岸課、漁港漁場課の連携によるワーキングチームを立ち上げ、津波に対する多重防護や粘り強い構造等、有効な対策を検討する地区とし

て佐賀地区も該当しているとのことで、併せて要望活動を行っていきます。

それと、資源対策のことですが。カツオの資源対策については議会の中でも度々意見を述べさせていただきますが、これにつきましては今度改定になりました黒潮町総合振興計画、この水産業の中で資源対策に取り組むということで書いておりますので、これからも関係機関に対しまして、要望活動、資源対策管理を強化してほしいということで要望活動は続けていく予定です。

それと、来年の1月、カツオ学会による大会が中土佐町で行われます。その中では特に今回、一本釣りの資源対策について協議を行うこととなっておりますので、またご参集のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

ちょっと時間が少し余りましたので。

漁民との話というのはだんだんしていただいておりますということでございますが、この前の要望については部長さんあての要望になっておりますので、やはり一度ですね、直接知事さんの方へ要望をしていただいたらありがたいかなあと。どうしてもですね、知事さんの方も直接その課題を聞く場合と、それからワンクッション、1つ中継していく場合とでは受け止め方がどうしてもこれは変わる場合があるかなあとと思うわけです。

決して、仕事をしてないということ言ってるわけではございません。ただ、台風のときにその港の中の船を見て、漁民がですね、揺れ動いておるのに。こう右へ左と動くんですよ。それを何もできずに、その船が破れるかも分かん。しかし、なんぼそこに主がおってもですね、その揺れを止めることができない。そういうことを思うときにですね、一度、高知県知事さんにその状況を直接お願いしていただきたいと思うわけですが。

最後になります。町長、いかがですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご質問にお答え致します。

知事への直接要望ということでございますけれども、この5の2の質問に関連して直接要望ということでございますと、どうしても個別案件ということになってこようかと思えます。

自分たちが最大限ですね配慮しているのは、できるだけ個別案件の要望を挙げないというようなことになっておまして、例えばこの5の2の要望をする際でありましたら、県内の3種漁港、こちらについての機能、こういったことをしっかりご説明させていただく。いわゆる産業ではこういう寄与を頂いている。あるいは、防災を通じてこういった機能が期待される。よって、これまでの静穏度よりももう少し高め静穏度の設定をお願いしたいと、こういった要望になろうかと思えますが、この意思につきましては直ちにお伝えさせていただければと思えます。

それからもう一つ、先ほどの補足で答弁させていただきます。

予算の中からその資源管理の活動についての、予算書からはちょっと確認しづらいということでございますが、少し分かりにくいんですけども、度々用務ございまして東京出張致します。その中にはですね、自分が理事を務めております全国市町村水産業振興対策協議会というのがございまして、こちらの方への用務が大体年に3回ぐらいございます。こちらの会議の中の自分と発言というのは、ほぼ一貫して資源管理というふうになってございます。それから、その会議に水産業のその（資源管理）を主目的とした●、度々その影響力のあ

るということを●していただいで様々なご理解いただけるような活動を行ってるところでございます。

少し朗報もございまして、(マイクスイッチ入る) 政府与党の中で一番プレゼンスの高い自民党の政調、この中に水産業の部会がございます。こちらの方がですね、平成 27 年度の予算要求に対する基本的な方針を先々月取りまとめまして、その中には資源管理としてカツオがしっかりと盛り込まれました。これは大きな前進であろうかと思えます。これからは実務的にそれを可能たらしめるためにどういう予算が組まれていくのか、どういう施策が組まれていくのかということはまだまだ不透明ではございますけれども、政府与党の政調の PT としてはそういった意思表示をいただいたということでございまして、これからまたさらに詰めの作業にも入ってまいりたいと思えます。

議長 (山本久夫君)

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

ありがとうございました。

町長の口、直々にそういうお話をいただくということは、町民も大いに安心し、うれしいわけでございます。とにかく、黒潮町の最高責任者は町長でございますので、それをこのテレビを通じて町民の方々が確認しているということはですね、これが一番テレビを入れた効果でもあるし、まあ質問に対して代弁者が質問する、責任者が答弁する、このやりとりがきちっと分かるという、これが素晴らしいこの議会制のこの在り方であるかなと考えております。

今後ともですね、町長には一汗も二汗もかいていただいでですね、ぜひ黒潮町民のために頑張っていただくことをお願いしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長 (山本久夫君)

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、11 時 10 分まで休憩します。

休 憩 10 時 53 分

再 開 11 時 10 分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、藤本岩義君。

9 番 (藤本岩義君)

議長のお許しを得ましたので、ただ今より質問を致します。

まず第 1 点目でございますが、防災対策についての 1 番目として、年度末に向け地域防災計画の見直しが行われていると思います。残りもう半年余りにもなりました。素案はできたのでしょうか。

この間、議会も特別委員会を設置し、提案等行い、また 3. 11 以降、ほとんどの議員が意見や提案などを行ってきたと思います。それを地域防災計画で検討計画していくという答弁であったと思います。素案の段階であっても議会の方に資料として提示はできないのでしょうか。決まってから何言っても始まりませんので、素案の段階でやはり議会の方にも見せていただくということが重要ではなからうかと思えます。少なくとも議会で意見提案事項は見直し案を作成している担当者にはきちっと伝わっているのか。

そういうところも併せですね、お伺いをしたいと思います。

議長 (山本久夫君)

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは藤本議員の一般質問、震災対策について、その1番目のご質問、地域防災計画の見直しに関するご質問にお答えしたいと思います。

黒潮町地域防災計画の見直しは、平成26年度中を予定しております。これは藤本議員がご質問の中でもおっしゃられたとおりですけれど、見直しに必要な主な要因と致しましては、災害対策基本法の大幅な改正および国の防災基本計画の修正への対応が1点目でございます。2点目が南海トラフ地震に係る地震防災対策推進に関する特別措置法への対応。そして3点目が、9月8日高知県の防災会議で承認されましたけれど、高知県地域防災計画の改訂に伴う内容。そして4番目が、黒潮町南海トラフ地震津波防災計画の基本的な考え方に伴う内容などがございます。

現在はですね、この地域防災計画と関連してさまざまな計画の見直しが必要になっておりまして、その部分の進め方と申しますか、刷り込みにするのか別冊にするのかというところでございますけれど、そういうものを整理している段階でございます。

なお、町の地域防災計画は、手続きとしては町の防災会議の承認を得て製作するようになっておりますので、議会への経過の報告についてはですね、今後また検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

いろいろと計画されてやっておられるということで、その付近は分かりました。

今、課長が言われましたような事項もですね、ぜひ議会の方にも早めに、素案の段階で結構ですので、こういう見直し案でいきたいというような方向性をですね、やはり示していただくということが大事でなかろうかと思っております。県の計画もできたようですので、それと合わせることも大事ですし、それから黒潮町の基本的な考え方も大事です。

そういうものがきちっと反映しておるとは思いますが、やはりこの3.11以降、議会としてもですね、いろんな提案も行ってきたことでありますし、防災計画の中で見直していくという回答もあったと思っております。そういうところがきちっと反映されているのかどうかというのに関心があるところです。前の防災計画については、加除式になっておると思いますが、まあ、その部分をどこを加除するのかということになるかと思いますが、まあ別冊にするのかいろいろ考えがまだまとまっていないようですけれども、まあ変更のあった部分は加除式にして差し替えをするというのが、一番最初の防災計画を作ったときの方向性であったと思っております。全面に変えるのであれば全体を変えないきませんが、見直しでありますので加除式でいくのが一番いいかなとは、私自身は勝手に思っておりますが。まあどんな方向にせよですね、できれば次の議会までの協議会あたりでも結構だと思いますが、提案事項をこういうふうに変えていきたいというところがあればですね、示していただいたら非常にありがたいと思っております。まあこれは提案していただけるということでしたので、何かの方法でやっていただけたということでしたので、これで終わりたいと思っております。

次に、災害に対応するために物資の準備が進んでおると思いますが、現計画と進捗率はどれぐらいになっておりますでしょうか。備蓄物資は食品も備蓄としておられると思っておりますが、東日本の報告や報道等でも問題になるアレルギー対応食の考え方は、黒潮町ではどのように考えられておりますでしょうか。

黒潮町では、保育所から中学校までは把握されておられると思うんですが、アレルギーの児童生徒は何名ほどお

られますか。文科省の調査では4.5パーセントほどおられるようですが、せめて7大アレルゲンといいますが、タマゴや乳、小麦、ソバ、落花生、エビ、カニ。前は5品目だったようですが20年ごろに変わってですね、エビ、カニが入ってきたようですが、除去食品も必要と思います。基本的にはですね、数少ないかも分かりませんが、自助といいますが本人や家族に準備していただいて避難時に持ち出しをするというのが一番いいわけですが、緊急時には、それさえもかなわないときもあろうと思います。ですから公助が必要になってくるわけです。

また、備蓄の場所、量などについて住民がいつでも把握できますように広報やホームページ、あるいはIWKの放送等で周知は考えられないでしょうか。数少ないアレルギーの対象者であろうかも分かりませんが、やはり一番報道等でも見ますように、コンビニとかそういう所に売られておる食品がですね、避難場所には一番先に来るわけですし、その中でアレルギーを持っておる人は食べることもできなくてですね、非常に困っておる。それを渡すときもですね、その人がアレルギーをもっておるにもかかわらず、もう家族とかそんな者おりませんのでその食品を渡したためにですね、ショック状態を起こす可能性も出てくると思いますし。せめてこの7つ除去の部分にはですね、考えていただきたらと思っております。

いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは、藤本議員の備蓄計画に関するご質問についてお答えしたいと思います。

まず、備蓄の基本的な町の考え方についてご説明をさせていただきたいと思っております。

災害対策基本法の第7条第3項にですね、地方公共団体の住民は基本理念ののっとり、食品、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄、その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承、その他の取り組みにより防災に寄与するよう努めなければならないというふうに、3つの大きな項目がですね、住民の義務として規定されております。つまり、備蓄についても基本的には住民の責務とされているところでございます。しかしながら、不測の事態により備蓄している物資が使えなくなることも考えられます。その際は、まずは共助、これはコミュニティーレベルの備蓄でございますけれど。共助で対応していただき、それさえも使えない場合は公助、いわゆる行政の所有する備蓄で対応するというのが、町としての備蓄の基本的な考え方でございます。そのような中で、黒潮町では、水、食糧等を中心に、全町民が避難者となった場合の1日分を目標数量として、年次計画を策定して町有備蓄を行っております。議員ご質問の町有備蓄の計画と進捗よく率につきましては、主なところと致しまして、水。これは目標数値が2万7,861リットルですが、これに対して現状が2万1,084リットルでございまして、その進捗よく率は75パーセントでございます。

それから、食糧につきましては、目標は3万3,433食に対して、現状では2万5,200食。進捗よく率は75パーセントでございます。水、食糧に関しましては、平成27年度までにそれぞれの目標数量を達成する見込みでございます。なお、この目標数量でございますけれど、黒潮町民全員が避難者となるというのが黒潮町が独自に設定している数値でございまして、いわば厳しく設定をしております。高知県が新しい被害想定を基に出している県としての備蓄目標というものが別途ありますけれど、そちらの目標数量では水は2万700リットル、食糧は2万4,840食となっておりますので、高知県が設定している目標としては、現状で目標数値に達しております。

また、補足でございますけれど、食糧に関しまして、現状は味付きのアルファ米を中心に備蓄しているところ

ろでございますけれど、この整備している食糧の仕様変更を今年度中に行ったとでございます。今後は、アルファ米、これは白米のみとなっておりますけれど、アルファ米と缶詰1個をセットで1食として設定し備蓄していく計画であります。

アレルギー対策と致しましては、現状では白米と梅がゆのみ対応できておるのですが、今申しましたように白米のアルファ米とアレルギー対策を行った缶詰に使用を変更したことで、議員ご質問のアレルギー対策は、今後備蓄していく食糧すべてが対応可能となっております。

また、アレルギー幼児、児童、生徒数のご質問でございますけれど、保育所の方では300名の中で11名がアレルギー症状を持つ幼児でございます。率にすると3.6パーセントでございます。それから小学校では476人中のうち9名でございます。それから中学校では243名のうち6名となっております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

段々とアレルギー対策の方も含めて考えていただいておりますということで、それから、備蓄の進捗も率も両方とも75パーセントということで、まあ、やはりさすが黒潮町と思う程度安心しております。27年度までに完成ということですので。

今、インターネットでちらっと見ますと、黒潮町のアルファ米は25年度で720食というて載っておりましたが、その数字が正確かどうかは分かりませんが、アレルギー対応アルファ米と思っております。

先ほど言いましたように、自助、共助というのは確かに大事ではありますが、ただ、基本的にその共助するにしてもですね、その方がアレルギーを持つとかいうことについては分からないと思いますが、その場合、緊急時にそういうことの表示方法とかですね、その付近も併せて避難する側が考えないかんことではありますが、一定のルールですね、避難場所なら避難場所に、そのことが緊急時に、まあその人の本人の意思にもよるとありますが、そのことが分かる方法、本人の意思がなければ別ですけども、できたら全アレルギー疾患ある方がですね、そのことが他の方に共助していただくにもですね、分かっていたら方法も考えておかなければならないだろうと思います。そういう付近についてはどこまで協議がなされておるかなと思っております。

それから、先ほど最後の方に言いました備蓄の場所、量等、住民がいつでも把握できるようにたまにですね、何か月に一遍かでもいいと思うんです。広報に載せるとか、ホームページに表示しておくとかいうところも含めてですね、その広報周知等について再度お伺いします。その分は。

それと、自助で構えるとすればですね、確かに自助、共助で構えるとしてもですね、自宅へ置いておいたらですねなかなか、先ほども言いましたように、ずっと持ち出しの袋にはめておってもですね、それが持ち出せるときがあると思うんです。そうした場合には、町が例えば構えておる保管場所に、希望すればですね、そこにせめて自助でやれというのであればですね、そういう部分を構えるとか。特別に構えるとかいうことはできないもんなあと思います。

食物アレルギーのある人、離乳時の乳幼児とか高齢者など、食の要援護者も含めて誰もがですね、安全に食することができるものを基本的に備蓄していくことが望ましいと思われまして、そういう自助で構えるとしたら保管場所の方も特殊というんですかね、今、子どもたちの場合で言うたら3.6パーセントぐらいですので、全国平均よりか少ないとは思いますが、そういうことは考えられないか。

含めて、再度お伺いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず備蓄の場所ですけれど、町内 31 カ所。これは各地域の拠点的な施設になっておりますけれど、そういう 31 カ所に現在は町の備蓄品を置いております。今ご質問ありましたように、この状況というのを住民にできるだけ分かりやすく教えていくという努力は当然必要と思いますので、そのことは今後検討をしていきたいと思っております。

それから、今、個人備蓄の置く場所について、そういう町の避難場所に置くことできないかということですが、これは置くことはできると思います。町内に現在 120 カ所の防災倉庫を設置中ですが、この倉庫につきましては、主に管理の方は自主防の方をお願いしていきたいと思っております、その倉庫はできるだけ地域で有効にご活用していただければと考えておるところでございます。

既にそういう活動を活用されている所もございますけれど、そういう中で、今議員ご質問、ご意見ありましたように、各自です、自分の備蓄について事前に準備しておくことはですね、いいことではないかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

31 カ所あるようでして、その場所はですね、例えば私、今、この黒潮町の大方におるわけですが、どこにおるか分からんわけですね。住民の方は、ですから、やはりその場所を普段日ごろにですね、知っておくというのは大事であろうと思いますし、ぜひ早めにですね、せつかくこれぐらい、先ほど言いました 75 パーセントも備蓄ができておりますので、この付近にはこういう所がありますよというのをやはり住民の皆さんに知っていただくというのは非常に大事なことで、日常生活してしますので、自宅におるとは限りませんので、その付近を徹底していただきたいと思っております。

それから、今までに、過去に質問の中で、要援護者台帳というのを作られておることによって言っておりましたが、先ほどアレルギーの話をしましたけども、こういうふうにほんとにアレルギーで困る方もおると思います。その要援護者台帳の部分の一部修正するなりしてですね、食物アレルギーのきつい方がおればですね、当然その要援護者の、地震津波であれば要援護者になると思いますが、その付近に加える考え方というのはございませんでしょうか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

情報防災課長（宮川茂俊君）

お答えします。

ただ今取り組んでおります要援護者台帳および避難行動要支援者台帳につきまして、これから取り組みを進めていくところでございますが、議員のご指摘のところも付け加えることができるか検討させていただいて、できるようでしたら対応してまいりたいと、そのように考えます。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

ぜひですね、少ない3.6パーセントくらいの、まあ大人も同じことだろうと思いますが、まあ3.6から4、5パーセントおるようですので、その付近を踏まえて今後、要援護者台帳も含めてですね、町全体で。この少人数であっても本当、アレルギーの場合には、津波で逃げた災害の上にはですね、なおかつこのアレルギーという部分があって命を失う可能性として出てきますので、一人の犠牲者も出さない黒潮町としてはですね、その対策を十分にさせていただくということが大事だろうと思いますし、既に国内何町村かはですね、この避難に対してのアレルギー食、あるいはアレルギー対応について既に検討されておる市町村もあるというように聞いておりますので、黒潮町もこの対策について、75パーセントもう既にできてますので、細かいところを一度見直していただいて今後の対策に努めていただきたいと思います。

それでは次に移ります。

このたびの台風12号、11号は全国に大きな災害をもたらしましたが、黒潮町では災害状況と、復旧に向けた対応と、今後の対策についてはどのように考え進められておるでしょうか。

町長が議会の冒頭、行政報告と申しますかそれに言われたが67件、倒木が20件、農道が14件、河川が11件とございましたけども、再度細かいところがあれば教えていただきたいと思いますし、今後どのように進めていくのかということ踏まえてお願いします。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、藤本議員の1番のカッコ3、台風12号、11号災害の状況と復旧に向けた対応と今後の対策についてのご質問にお答えを致します。

台風12号、11号によります災害状況につきましては、町長より行政報告の一つとしてご報告を致しましたが、台風11号は非常に遅い速度で黒潮町の南岸をかすめましたので、長時間にわたり暴風雨が続き、町内のライフラインや農業施設等に大きな被害をもたらしました。

今回の被害件数は67件にのぼり、その内訳としましては倒木被害が20件、町道、農道の崩壊等が14件、河川等の護岸決壊が11件、改良住宅の外壁のはく落が9件、山腹、畦畔崩落が6件に農地、のり面崩壊が2件、水路の損壊が1件、高波被害が4件となっております。このうち公共土木施設災害としましては、河川災害が8件で6,650万円。道路災害が4件で6,300万円。2点、県の方へ災害報告を行っております。来月10月20日から災害査定の手続きとなっております。また、町道等への倒木や崩土等につきましては、台風通過後の翌日より町内の建設業者に緊急発注を行い対応をしたところでございます。

農業関係の被害状況につきましては、農業施設被害と致しまして、ビニールハウスの全壊倒壊被害が18棟ございました。面積にしまして1.57ヘクタールでございます。内訳は、全壊が3棟、一部倒壊が15棟ございました。また、ビニール等破損被害が10.53ヘクタール。総被害面積は12.1ヘクタールございまして、総被害金額5,197万3,000円となっております。

町内の農作物の被害につきましては、わせの水稻（すいとろ）が28ヘクタール、被害額にしまして138万2,000円。路地のブantanが17.5ヘクタール、被害額が104万5,000円。路地のニラが0.5ヘクタールで、被害額が50万3,000円。路地のオクラが0.8ヘクタールで、被害額は31万1,000円となっております。総被害面積が46.8ヘクタール。また、総被害額は331万1,000円となっております。これら施設農作物を合わせました被害総額は5,528万4,000円となっております。

復旧に向けた対応と致しましては、特に今回被害が多かったビニールハウスへの支援と致しまして、ハウス

整備事業の補助金の補正を今議会でも提案をさせてもらっております。農道水路、農地などの農業用施設災害と思われるものにつきましては、規模的にはものばかりですので、町単災害復旧事業により現在対応しております。

今後の対応としましては、もう早期に災害復旧工事を行い、住民の皆さまの生活に支障を来さないように努めてまいりたいと存じます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

被害は 67 件だということ。

これに入っていない部分はありませんかね。やはり小さい、先ほどお話しておられました、小さいけど困る災害というのがあったりすると思うんですが。後から出てきたりしますけども、その付近はもうこれで終わりなんですか。皆さんが普段日ごろに通行しておる小さい赤道の崩れたとことか、そんな所があったりですね、あると思うんですが、そういうのはないでしょうかね。そういうのはやはり、生活を守るために速やかに対応が必要だと思います。まあ、やられておるとは思いますが。

それと、町長の方からも報告がありました、ホームページを見ますとですね、26 年の 11 号に伴う災害状況のお知らせというのがありますが、今後のまあどのように進めていくかの部分でお伺いしますが、8 月 9 日土曜日に、11 時に災害対策本部第 2 配備をしたと。それから、12 時と 13 時に佐賀、大方で避難場所の開設をしたと書いてあります。それから 17 時 50 分に町内全域に避難勧告ということが書いてあります。

しかしですね、町長の発言にもありましたように放送したのはですね、18 時 23 分とお伺いしています。大体そのころだったろうと思うんですが、18 時 23 分。それから、まあこれが住民に初めて告知されたわけですよ。それからもう 1 つ、エリアメールというのが黒潮町から来ましたけども、それが 18 時 40 分。佐賀の避難所のリストというのがこのエリアメールで流れてきたのが 18 時 57 分。大方地域の分が 18 時 59 分。約 50 分ばあたってからですね、エリアメールが流れてますし、放送もですね 30 分も遅れております。ただ、設置したときに、避難勧告したときにまだ避難場所の開設ができてなかったら遅れることがあろうと思いますが、少なくとも町内全域に避難勧告をしてからですね、こんな時間がかかる必要があるのでしょうかね。広島の手害でも非常に遅れてですね、避難勧告が遅れた。なおかつ、広島の場合には放送が聞こえなかったということもありましたけども、黒潮町の場合はケーブルテレビといいますか光ケーブルが入ってますので、告知システムによりすぐにでもですね、報告っていいいますかお知らせができます。

やはり避難勧告とか避難指示とか避難命令とかいうのはですね、やはり時間を争う場合がありますが、この付近はどんな関係でこれほど遅れたかなあと。で、今回の今後の対応についてという中でお伺いしたかったわけですが、これが遅れることによって、もし避難ができなくなったりする場合も出てくると思いますので、この付近は避難勧告をしたらですね、直ちにできるシステムになっておると思うんですよ。ほんと何分もかからなくてできると思いますし。その付近の対応はなぜこんなになったのかということも併せてお伺いしたいと思います。

それからですね、広島の方はもう契約結んじょったけども電話がかかってきても対応せらったということですが、黒潮の場合もですね、これぐらい山もありますし雨も多くなってきておりますので、気象情報会社との情報契約などは結べないかなと思います。

それから、ハザードマップも土砂災害危険区域の中山間に配布もされておりますが、十分理解されてない部分もあろうと思いますので、やはりいろんな機会を見つけてですね、その付近を理解していただくような対策

も今後必要であろうと思いますし。

それから、ハウス等の災害の支援は今度補正予算で挙げていただいておりますけれども、ハウス等の崩壊といいますか、倒れた部分について早急に取り除いたりですね、ビニールが絡まっているのを除けたりするというのが一番先に必要なわけなんですけれども、この付近はJAあたりの、あるいは園芸者のグループですね、協力をしていただけるような話もあったようですが、何かスムーズにいかなくてですね、その復旧が十分にできなかったし、町の方の助成もスムーズにいかなかったようですが、今後の対応はどうしたらその付近がスムーズに行くのか考えておられますでしょうか。

それから、災害を受けた先ほど言いました水路とかそういう所が、小さい災害があつてですね、災害の対象にならない場合もあると思うんですが。水路などは特に旧佐賀はですね、支所長はご存じだろうと思うんですが、水が流れなくなって災害にもすつとは掛からない場合のときにですね、黒い塩ビのパイプといいますか、そういうのを貸し出しをしてですね、復旧処置をしながら水の確保などをおつたことがあります。現在そのパイプはどうなってるかは分かりませんが。そういうような対策をですねしていけば、住民の方は、ああ、町はいろんな小さいことまで考えていただいております、いざいざときにはやっぱり頼りになるということが住民の中にできると思います。

まあ細々と言いましたけども、その点についてお伺いします。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

失礼します。

藤本議員再質問のうち、報告した以外の法廷外公共物等の災害について、私の方からお答えしたいと思います。

67件の被害件数という部分で報告させていただいておりますけれども、これ以外にも、議員の質問にありましたように法廷外公共物、赤道、および水路等、簡易な被災につきまして4件報告されております。

この部分につきましては現在復旧対応中であることを報告を致します。

以上です。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

藤本議員からかなり細かい、数々のご質問をいただきましたけれど、その中で特に重要な避難勧告の出すタイミング、遅かったんじゃないかというふうなご質問ございましたので、非常に重要な部分ですのでそのときの経過記録を見ながら対応の経過をですね、少しご説明をさせていただきたいと思います。

台風11号、8月9日でございますけれど、このときに町の方の避難勧告の発令。これは当初、かなり雨が強くなったこともありまして、注意情報を流そうと協議をしておりましたけれど、17時42分ですね、黒潮町に土砂災害警戒情報というのが発表されました。そのことを受けて17時42分、直ちに災害対策本部会議を開きました。そして17時50分にですね、避難勧告の発令を決めました。このときに決めたのが、全町に発令するという判断をさせていただきました。これは急いだのはですね、なにぶんその当時、日没時間が19時くらいだったんですけれど、とにかく暗くなるまでに住民の方に避難を要請しなければならないというふうなことがあります、その伝える状況、文言を決定するのに少し時間がかかって18時23分にですね、全町に対して避難勧告に伴う放送を告知端末を使ってやった次第でございます。まだ日没まで時間がありましたので、外は明る

い状況でございました。ただ、実務的にそういう流れで今回はですね、発令をしております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

ハウスの倒壊の片付けのことについてご質問がありました。そのことについてお答え致します。

ハウスの倒壊の片付けについては、JA よりも支援の要請がありました。それに基づいて町も検討をしておりますが、県の振興センターの方もそちらの方へ出向くというようなことで検討しておりますが、最終的にはですね、人数もかなりできたというようなことで、また町の方からも、園芸部の青壮年部の方にも協力の依頼なんかをお願いして対応をしました。

最終的には2日間を予定していたみたいですが、予定よりも早く片付けは終わったというようなことでお話を聞いております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本議員。一問一答ですから、もし抜けていればもう一度聞いてください。

9 番（藤本岩義君）

黒パイプの話をしたと思うのですが、災害の対象にならないときにそういうことをしていただければいいかなあとと思ひまして、希望もあることですし、そういう対応ができないのか。

従前あった、旧佐賀で使っておった分はもう壊れてないかも分かりませんが、それほど経費が掛かるわけでもなくてですね、水路災害で災害対象にならないけど、高齢の方が水周りに心配されるということもあってですね、そういうときには、災害の傷口がまだ浅いうちにはそういう貸し出しをすとかいうこともしていただければ。特に中山間等の対象地域ではですね、そういう対策がなされておるように聞いておりますけども。中山間、同じ中山間地域ではあるんですけど、中山間区域に入らない農地が結構あるみたいで、何でそうなるんか分からんですけれども、あるみたいで。そういう所はですね、そういう支援をしていただけると、農家の方も助かるのではないかなと思います。その点についてお伺いしたいと思います。

まあハウス等の崩壊支援は、今回不要であったということになっておるようですが、ある農家の方はやっぱり来てもらいたかったとか、いろいろあるみたいで。その付近はですね、十分スムーズにいけるようにですね、支援体制については町がですね、ある部分積極的に働き掛けてできるようにしていただいたらと。これはまあ要望ですので、答弁は要りません。

細かいことなんですけども、そういうような災害にに対しての取り組みというのはできないもんかなあと思ひます。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

黒パイプの貸し出しのことですが、旧佐賀町でそういう貸し出しについてはやっておりました。私もその当時、農業関係におりましたので、拳ノ川の熊ノ川のところで貸し出したことがあります。まあ重宝がられておりました。径が20センチで、延長があれ5メートルくらいやったと思いますが、あれを5、6本くらい、町の方に保管しておりました。それを、そういう災害等について水路が災害に遭うたときなんかには貸し出しをしておりました。まあこれにつきましては、農林振興課長もおりますので、そこらへん再度協議検討したいと思

います。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

ぜひですね、そう細かいところにまあ気を配るいいですか、それで経費もそれほど掛かるわけじゃなくてですね、そこで高齢の農家の方が安心するという施策というのは重要であろうと思います。やっぱりそこで生活していきゆう方が、ああ、そこにおいて良かった。やっぱりか考えてくれるところをですね、経費もそんなに掛からないわけですから、そういう対策も考えていただきたいと思っております。

それから黒潮町もですね、そういう災害があったときはですね、これ高知県が出しております台風 12 号および 11 号災害の復旧に向けた対応と今後のさらなる対策についてという、こういう資料にまとめて県の方もしておるようですが、その付近もですね、ぜひそういう災害があったときは、黒潮町版のこれぐらいのものをまとめておればですね、議員の皆さんも分かるし、町民の方も分かるということになってくると思いますので、ぜひ今後はそういうことを整理をしていただくということをお願いしてですね、終わりたいと思いますが。

先ほど言いよった分で 1 つだけちょっと抜かっておりましたが。

エリアメールはまたそれから 20 分も遅れて流れておりますが、なぜこの放送と同時ぐらいにですね、できな
いかなあと思いましたが、その点はどうでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、エリアメールのご質問にお答えしたいと思いますけれど。

エリアメールについては、その状況を判断して随時出しておりますけれど、優先したのはやはり告知端末が全町に届きますので、そちら優先して、そしてエリアメールもですね、随時流している状況が今の状況でございます。

まあ議員ご指摘の、できるだけ早くというふうなご意見は今後重要なことでございますので、参考にさせていただきます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

避難勧告というのはやっぱり急ぎますので、決定と同時にすぐに出せるように。まあ今回、ちょっと調整のこともあったようですけれども、決めた以上はですね、17 時 50 分に決めた以上は、まあ 1、2 分ばあの間に出せるぐらいのですね、普段日ごろからその調整をしていただくということが一番大事である。この遅れることに、1 分、2 分を争う場合も出てくるかも分かりません。今回たまたまなかったわけですけれども、これが 20 分、30 分遅れてきますと、住民の知るべき情報がですね、町はそれを決めておるにもかかわらず、住民に届くのがこれだけ遅れていきますとやはり問題であろうかと思っておりますので、その告知の方法についてはですね、やっぱり執行機関会議等でも十分検討していただいて、まあ 1 分、2 分でも早くできるように今後対策をお願いを致しまして 1 問目の質問を、午前中、ご飯の時間になりましたので、終わらせてもらいます。

議長（山本久夫君）

質問の途中ですが、この際、13 時 30 分まで休憩します。

休憩 11時 57分

再開 13時 30分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

藤本岩義君。

9番（藤本岩義君）

途中で休みましたので、時間が配分が分かりませんが進めさせていただきます。

次に、町道の管理についてでございます。

近年、主要町道はきれいに草刈りがなされ気持ち良く通行ができておりますが、一方、中山間地域に入ると草刈りが十分になされず、軽の車でもスムーズに通行できない所がよく見かけます。地域に委託して対応している道路もあろうかと思いますが、適切な時期に草刈りが行われているのでしょうか。また、町道は佐賀地域で8万7,481メートルですか、大方で14万6,891メートル。合計の、先ほどまちづくり課長が言いましたように、町道は234キロの長さがあると思いますが、最近は高齢等の理由で地域でも対応できない地域での草刈りはつつい中山間地域は後回しということにはなっていないのでしょうか。

今年は雨も多く、6月から8月には草もよく伸びました。そんなときは現地確認をし、必要に応じ地域住民が生活しやすいように対応すべきと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、藤本議員の2番のカッコ1、町道の草刈りについてのご質問にお答えを致します。

町道の草刈りにつきましては、現在、まちづくり課および建設課にて臨時職員としてそれぞれ4名雇用し、道路維持修繕も併せまして4月中旬から2月末ごろまで実施をしています。

また、町内の各地区へ町道の維持管理として、大方地域では19地区にて、年1回または2回の草刈りの委託をお願いをしております。路線数は71路線で延長は約44キロとなっています。佐賀地域につきましても14地区にて年1回または2回の草刈りの委託をお願いをしております。路線数は33路線、延長は約33キロメートルとなっていますが、議員ご質問のとおり、地域の皆さんの高齢化も進みましてだんだんと地域委託も困難になるのではないかと懸念されるところでございます。今後は、建設業者を含めた外部委託も視野に入れた対応が必要かと考えております。

草刈りの時期につきましては、例年6月と10月ごろに実施をさせていただいております。また近年は草木の伸び方も大変早くなってきていますが、猛暑日や雨等で作業効率も悪く、現在の臨時職員の体制では、作業範囲も広いと、これまでどおりのスケジュールでは回らなくなっているのが実情でございます。中山間地域の一部では、例年より草刈りの作業が遅れた所もございまして、住民の皆さまには大変ご迷惑をお掛け致しました。今後は各町道の状況も十分調査の上、通行に支障のないよう町道の維持管理に努めてまいりたいと存じます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

確かに町道、いろんな形で管理されて、きれいな所はきれいになっておりますが、課長も承知のとおり中山

間に入ると非常に草がですね、軽四でも当たって前が見えなくなるような所も時々見受けられますし、特に今年は雨が強かってですね、上からしだれてくるといいますか垂れ下がってくる所もあって、なかなか通れないと。高齢の方が運転していくのに、それに妨げになって怖い目をしたと。あるいは、その草木をよけるために縁へ寄ったら崖が崩れてきておってですね、それでタイヤを切って、またそこへ呼ぶのに苦労したとか、いろんな話を聞きます。

それで、まあできるだけですね、少ない人数で1年間をかけてやるとなると、言われるようになかなか順番が回ってこない。適切な時期に刈り払いができないということができてくると思いますので。こういう草が生える6月、8月。今年は特に、課長も言われたように非常に背丈も高くなってきておりました。そんな関係もありますので、そういう所を、先ほど課長も言いましたように現地を見ていただいて、これは大変だと思ふような所があればですね、そこには同じ臨時を雇うのであってもですね、集中的にお願いをするとか、あるいは地域の人で元気な方を特定して、区長さんらあと相談してですね、雇うていただいてそこを刈るとか、いろんな方法はあろうかと思いますが、まあ適切な時期に刈り取っていただけるということが大事であろうと思います。

前まちづくり課長、現在総務課長の答弁で、前日も雨のときにパトロールをして、かぶさっている木々の伐採も行うということでございました。先ほどの先輩議員の方にも答弁があったと思いますが。道路構造令では4メートル50ですか、あるいは4メートル70という場合があるようですが、できればですね、この時期ってというのは草が伸びるようなとき、あるいは梅雨のときにはですね、1、2週間に1回ぐらいはパトロールをしていただくということが大事であろうと思いますが、そういうことをする考え方はございませんか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、藤本議員の再質問にお答えを致します。

先ほど言われましたように、草木につきましては特に6月から8月、全国一斉だと思いますけど、草木生える時期でございます。今言われましたように集中的にですね、その付近は担当でパトロールもし、危険が、特に中山間地域の幅員の狭いような所、通行に支障があるような所は、集中してそちらの方へ取り掛かるというような方向でも持っていきたいと思ひます。

また、予算の範囲内で外部委託等も考えて、町民の皆さまの通行に支障がないように維持管理に努めてまいりたいと考えております。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

はい、ありがとうございます。

そういう方法でやっていただければですね、中山間で生活している方たちの生活の質いいですか、そこでおられる方の満足感も上がってこようと思ひますし、ぜひそういうような対応をですね、優しい町政をやっていただいたら、非常に中山間で高齢の方たちが暮らしておる分の手助けにもなると思ひますし。また緊急のときもですね、いろんな交通手段を使うてでも移動するのに非常に早くなりますので、その付近はよろしくお願ひしたいと思ひます。

この件についてはこれで終わります。

続いてですね、町道の安全対策ということで取り上げました。今回の台風では結構風倒木があり、くろしお

鉄道なども何カ所か後日作業をしておりました。町道も数多くの風倒木があったと思います。伴太郎線の一部にもダウンバーストでしょうか、押し付けられたように相当高い所から根こそぎ大きな木が倒れていました。私が行ったときには既に町道にかかわる部分は伐採され、通行には支障がないようでしたが、上部は風倒木があり、大雨のときには危険を感じます。また、少し進むと谷川沿いに風倒木と併せて土砂崩れがあり、谷川に落ちていました。これも大雨が降れば土砂が町道に土石流として流れてくる恐れがあります。住民が町道を利用するのに安心感を与える必要があると思いますが、対応は取られていますでしょうか。また、道路法44条第1項の関連の条例は公布されているのでしょうか。

次に、現在急ピッチで進めている避難道ですが、前にこのことについて質問したときに、車で逃げる道を想定してやっておられる部分がありますが、電柱の地下埋設は難しいということでした。先月の高知新聞にも載っていましたが、国交省は緊急輸送道路で電柱の新たな設置を来年度から禁止する方針を決めたようです。電柱は、新聞によりますと全国で3,500万本あり、年間7万本ほど増えておるようです。東日本でも2万8,000本、阪神で4,500本がかやったそうです。それで交通の障害がされておりました。

黒潮町も特に車で避難を想定した避難道を考え進めておりますが、町道にもこの道路法37条の適用をする考えはございませんでしょうか。これは国土交通省のホームページにもその付近について載っていましたが、道路管理者は防災上重要な道路について区域を指定して道路の占用禁止または制限を行うことができるということがありまして、前は道路の下に埋める電線についてはですね、配管をしてその中を通すという方式を取っておられたようでして、それにはコストが非常に高いので、なかなか二の足を踏んでできらったということもあるようですが、今回はですね、直接埋設方式でコスト削減もできると。従来方式の4分の1ぐらいで電線の方も埋設もできるので、主要町道といいますか、特に避難道についてはそういう対策はできないか。

併せてお伺いします。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、藤本議員カッコ2に対する町道の安全対策について、一般的な回答をさせていただきます。

黒潮町の町道は平成25年4月1日現在佐、賀地域で167路線、大方地域で310路線の計477路線。その実延長は233キロメートルとなっています。そのうち改良率は44.2パーセントの103キロメートル。舗装率は93.8パーセントの219キロメートルとなっています。橋りょうにつきましては町全体で247橋の橋が架設されており、建設後50年を経過する橋りょうは全体の20パーセントの66橋となっております。これら橋りょうを含む町道の安全対策につきましては、日常点検および定期点検を基本に実施しています。日常点検では巡回による危険個所の把握に努め、維持修繕を行ってきているところでございます。具体的な内容としては、崩落がないのか、あるいはのり面や路肩の確認、落石や落下物の調査、路面に凹凸や異常がないか等の確認作業を行っています。そして、年間を通じて草刈りや側溝等の清掃を地域住民にも協力をいただきながら行っているところでございます。特に台風明けや荒天時には道路に異常がないか、巡回調査を精力的に行い、安全対策に努めているところでございます。

一方、定期点検としましては、橋りょうの安全性と信頼性を確認するための基礎データに基づいた橋りょう点検を済ませており、今年度から耐震補強を含む維持修繕工事に着手する予定であります。また、トンネルや道路付属物の定期点検も昨年度行ってきたところでございます。道路構造物の点検作業につきましては今年度も行う予定となっています。現在これらの点検結果を踏まえ、具体的な修繕補強計画を設定しているところで

ございます。しかしながら、黒潮町の橋りょうを含む町道は非常に距離が長い上、その路線も多く、すべての路線を今までのように維持修繕していくことは財政的にも物理的にも難しいと考えます。

今後は、国、県のサポートや地域住民の皆さま方の力をいただきながら安全対策に取り組み、廃止路線も検討しながら適切に維持修繕を行っていく予定です。

質問の中で道路法第44条の1項、これはですね、沿線区域における土地の管理者の損害予防義務という項目であります。黒潮町の場合は町道をすべて登記をしているわけではありません。官地、民地の境が分からない所があります。これは建築限界で4.5メートル、あるいは歩道では2.5メートル。その上部に対する所までは町の管理者である道路管理者がすべき区域なんですけど、それ以外については、基本的にはそこにある民の方がやっていただくということです。それを道路法の中では条例を制定すれば、一定の沿線の区域まで町が、公がその管理をできることができるという条項がございます。で、高知県の中ではその条例制定した所がございませんが、先例、他県ではそうした区域を定めて町が危険な範囲の中で、範ちゅうの中で整備をしていくと。一定の危険な要因を除去していくという条例制度に基づいた対応を取っているところがありますので、今後、町の方では検討し議会の方にご相談申し上げたいと思います。

そして、道路法第37条の道路埋設物の制限区域が、藤本議員現地の問題を取り上げましたけれども、現在のところ、そうしたことは町の方では考えておりませんが、避難路等あるいはそういう危険な要因となるような電柱、それらの障害物については今後検討の余地はあろうかなと思っております。

伴太郎の件につきましては、まちづくり課長の方で答弁をさせていただきます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは私の方から、町道蜷川線、伴太郎地域になりますけど、その風倒木の処理についてご説明を致します。

台風11号によりまして、議員も言うておりましたように、あの付近だけ突風か竜巻のような感じのものが見受けられました。立木も根こそぎ倒れていたという状況でございました。

まず最初に、8月10日に担当の方で道路パトロールを町内全域行いました。早朝より行いました。7時半ごろ現地へ行きまして、町道にかなりの倒木があり通行ができない。そういう状況を確認を致しました。即その山主の業者とも連絡を取り、町の方で通行の確保をせないかんということで、町内の業者に発注を致しました。

工事の方につきましては、撤去工事につきましては翌日の11日の午後6時ごろまでかかりまして、その間、伴太郎の1軒家がございまして、通行ができなくて大変ご不便をお掛けしたところでございます。その後8月14日には、その山の持ち主の業者の方へ連絡もまた再度入れ、早急に山にある危険木を撤去していただきたい。滑落が懸念されますので早期の撤去をお願いしたいということで連絡もしました。

その後8月27日には、業者の方の担当の方が役場の方へおいでいただきまして、撤去について協議をさせていただきました。またその後、連絡等も取り、最終的に9月の9日に相手業者の方から連絡が来まして、社内での決済も取れたということで早急に撤去の方の段取りをしていきたいというお返事をいただいております。

ただ、今年の夏の災害であちこちこういうような災害があつて、業者の方も重機の方が、リース会社から借りるといってちょっと重機待ちの状態ということですけど、その準備が出来次第作業入っていくと。作業についても1週間程度をめどに仕上げていきたいというふうに連絡もいただいておりますので、なおですね、

一日でも早く対応していただくように相手業者にはお願いをしたいと考えております。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

いろいろな安全対策をなされていること分かりました。

また伴太郎のどこについてもですね、早速所有者といいますか、地権者の方とも連絡取っていただいてスムーズに連絡取れたようで、近くやっていただけるということで安心しております。

それから、電柱の埋設は難しいということですが、すべての所をせよというがじゃなくて、新しく車で避難することを想定している道が何路線か。3 路線でしたかね 2 路線あると思うんですが、その新設するようなときはですね、この新しい法が改正されたことを踏まえて直接埋設、もしそこに必要だとすればですよ。まあ電線を通す必要ないや何もかまんわけですけども。電柱が倒れてくると、まず車では避難が難しくなってくると思います。なかなか電柱のけてまで、あれはまたいで行くには支障ないかも分らないですけども、車を想定して逃げるということがその道造っていく目的とすればですね、その電柱はできるだけ避ける方がいいんじゃないかと。まあこういう法律もなかったかも分かりませんが、そのときにはなかなか難しいということでした。

しかしこの国の方もですね、そういう形で埋設の方法も直接ケーブル線を埋めると。配管をせず埋めるという方法オーケーということになりつつあるようですが、ぜひその付近はですね、研究もされて安全に逃げれるこの道を確保することが、せっかく幅を広げておってもですね、電柱が近くにあって倒れたりしますと、車の避難が困難になります。目的とするところからいくと、そんな広い、車で逃げれんのであればですね、もう少し狭くてもかまんのが、車で逃げるためにですね、広い幅の道をわざわざ造るわけですから。その造る所にそういうように支障になるようなものはですね、許可をしないというような方向性はやはり持つておくべきだろうと思います。この新聞にも載っておりましたように、相当東北の方でもそういう支障が出てきたということですので、町としてもそういう避難を、車で逃げることを目的とした道路であればですね、やっぱりその対策はすべきじゃと思いますが、再度そのことについてはお伺いします。

それから先ほど言った 44 条の関係は、先ほどまちづくり課長が言われた隣接の所にですね、隣接の所有者にまあ、竹とかですね、耕作物の管理者といいますか、そこに対して道路の安全とかそういうものを交通の妨げになるようなものとかいうときにですね、条例で定めた範囲、つまり沿道区域ということで指定した範ちゅうはですね、そこに要請ができるということになってると思います。その長さは片側 20 メートル以内というところで指定ができるようですが、その付近を条例とかで定めておるかということを聞いたわけでした、まあ定めておらなければですね、町道の縁から 20 メートルの範囲はそういうものが返ってくる場合には、その管理者に切ってくださいとかいうことをお願いできるのではないかなと思います。危険性を防止するためにそういうことも必要であれば対応策を考えてほしい。今回、たまたま大手の業者さんでございましたのでそういう対策はできたようですけども、一人で不存地主とかそういうことになってくると、なかなかその付近も難しくなってくる可能性もありますので、そういう付近はちょっと整理をしておつたらなあと思うて 44 条の話をしました。

その付近は考えられておるんですかね。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

お答え致します。

まず初めに、44条の道路構造令、土地等の管理者の損害予防義務ということで、沿線道路における区域の指定ということです。本町の場合はそういう条例は定めておりません。道路構造令に基づきながら管理をしているところですが、いわゆる官と民との境がなかなか分からないところ、ほんで道路管理者としてこれは明らかに危ない、危険な。そういうことを察知した場合には、道路エリア外であっても地権者の許可を得ながらできるだけ倒木等の処理をしてきたところでございます。条例制定につきましては、今後議会の方にご相談させていただきたいと思っております。

それから第37条の占用に関する避難路。現在町の方では避難路、避難手段も含めて、弱者対策として車の利用も考えているところでございますけれども、そうした道路占用に対することができるとかどうか、これ警察協議にも必要でありますので、町内部の方で議論して検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひですね、せっかく造る避難道ですので、安全で安心して逃げることができる。どうしてもやむを得ない場合を限定して車を使うようですが、車ででも逃げれる。このことによって安心感も生まれてきますし、ぜひそういう方法が取れるとすればですね、やっていただきたい。

国の方もまだ、ここの新聞によりますと、まだ議員立法でいろんなことについて議員立法で作るということですので、来年から新設の禁止ということですので。ぜひその付近も研究されてですね、町の方でもそういう特殊な道についてはですね、電力の方にもご協力願うというような方向性は示すべきだろうと思いますので、ぜひ、今すつと言うてもできんかも分かりませんが検討を、両課長の方でも協議していただいて、調査もしていただいて、そういう方向に向けていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、情報基盤の整備についてというところでお伺いします。

避難所、この間の台風の時もですが、避難場所への情報伝達はどのような方法で行われているのでしょうか。豪雨や台風と、地震津波では避難場所や情報の伝達には違いがあるとは思いますが、避難者が情報収集するにはテレビ、ラジオと思います。

こぶしという避難所があるんですが、診療所の近くにあるんですが、こぶしはラジオはノイズでほとんど聞こえません。津波来襲時の避難場所でもあります。こぶしの大ホールにはデジタルテレビも配置されておりませんし、ホールの音響施設に設置されているチューナーもアナログのままです。

せんだって北部の防災協議会といいますか、防災の8月31日の訓練のことについて打ち合わせの会がございましたが、そのとき初めて聞きました。もう既にそういうテレビも配置されていると思っておりましたけども、当時は1、2名の避難者だったようですが、それでも情報が入らないのは不安だったようです。避難場所にするのであれば、せめてテレビの配置ぐらいは必要ではないでしょうか。今までアナログはありましたけども、そういう設置がまだされておらないのは何ででしょうか。町内の状況はどこまで対応しているのでしょうか。

8月10日の27避難場所、27だったと思いますが、避難場所でテレビ等がない施設は何カ所ございますでしょうか。

お伺いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では藤本議員のご質問に対して、通告書に基づいてまずはお答えしたいと思います。

情報基盤についての避難場所への情報伝達に関するご質問でございますけれど、学校をはじめとする公共施設や集会所へは告知端末機を設置しておりますので、この機器から放送を聞いていただくのが基本だと思っております。また、山林や海岸部以外のエリアにおきましては、マイク放送設備用のスピーカーからの放送も併せて聞いていただけるのではないかと考えております。

災害対策本部などの放送以外としては、告知端末により NHK の FM および FM 高知も聞いていただくことは可能でございます。しかしながら、避難先が山の上であったりする場合にはこれらの設備が利用できないために、携帯電話等が使用できない場合は情報伝達を行うことが極めて難しいことが予想されます。なお、今後ですね、近々ですけれど、西日本電信電話株式会社のご支援をいただき旧伊与喜保育所、そして蜷川健康支援センター、湊川ふれあいセンター、旧北郷小学校、旧馬荷小学校、旧上田の口保育所へ、ここへは新たに避難所特設の公衆電話 10 回線の設置を計画しております。

先ほど、こぶしのテレビのことご質問ございましたけれど、それぞれの施設管理者の中で対応をお願いしておりますので、ちょっとこちらの方でどういうふうな理由でついていないのかというようなこまでは把握できておりません。

それから避難場所、それぞれ台風 11 号の避難場所すべてに対してですね、何個テレビがついていうふうなご質問ありましたけれど、ちょっと申し訳ないです。今手元にですね、そのデータ持ってませんので、この場でご回答はできません。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

いろんな方法があつてですね、告知端末がついておる所は確かに言われるようにケーブル線さえつながつておれば、FM 高知、NHK-FM は入管できます。しかし、避難した住民は多分その付近まで知らないだろうと思えます。避難場所も、なおかつ事務所にはそういう告知端末がついておつてもですね、こぶしの場合にはホールの方には何もないわけで。そういう実際に避難する場所にそれがあのかどうかいうことはですね、ぜひこの機会にですね一度調査をしていただいて、やっぱり町の方も把握していただいて、その対策について考えていただいた方がいいかなと。まあそこにおる人は何も入らないので、不安に思ったということです。そのとおりだと思います。テレビでなくても告知端末でも、そりゃ結構ですよ。そういうのが入らない所、学校も多分、その避難する体育館なら体育館の所にその告知端末がついておるわけではないだろうと思えます。だとすればですね、告知端末をその避難場所の所へ引くとかですね、いう方向性といいますか、方法は取るべきじゃないかな。今後いつ来るか分からんですけれども、集中豪雨がほんとに広島とかそんなのが出てきておりますので、そういうような対策はしておつたらいいかなと思います。ラジオなどは持っていつておつた方もおつたようですけれども、特に後段でまた質問しますけど、ノイズで入りませんので、ラジオを持って避難せよというてよく避難の心得の中に入っておりますけれども、ラジオが入りませんので、それはもう全く無益です。ぜひですね、その付近調査していただくということが必要だと思います。また、双方向の通信というのは大事ですので、先ほど聞きますと公衆電話を設置していただけるということですですので、大いに歓迎するところでございます。

まあそのほかにですね、所によれば衛星携帯も置いておる集会所といいますか地域もあるようですので、そんな所はいいんですけれども、片側では一方、全然情報が入らないというのは、そこに逃げておられる住民の

方からとってみれば不安は多くあると思います。

それともう一点はですね、まあ携帯が動くとすればスマホで見ればですね、黒潮の防災情報というのをトップページにあればですね、見ることができます。四万十市辺りはですね、その情報をですねホームページのトップの所へ持って行って、現在の状況というのがそこで見えたというように聞いております。黒潮町もせっかくホームページがありますので、その緊急時にはそういう所にですね、防災情報というのを見えるようにしておけば、非常に安心する方もおられると思いますし、ぜひそういう方向も考えていただけないかなど。

27 避難場所での情報収集のどういう方法でできるかのことについて、もし分かっておらなければ今後調べて対応していただけますでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

現在、先ほど申しましたように、台風 11 号で使った 27 カ所の情報の設備ですね、テレビがどこに何台あって、ラジオが何台というのはちょっと持ってないんですけど、実際どういうふうに現場と対策本部が連絡を取っておったかと申しますとですね、それぞれの避難場所に、町が管理する避難場所について職員が 2 名以上ついておりました。それで、その職員が持つておる携帯電話を通じて、その状況の把握は本部の方はしてまいりました。

今、ご指摘がございましたように、それぞれの避難場所のそういう情報伝達の施設状況につきましては事務所の方に帰れば分かりますので、調査してまた整理しておきたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

1 つ。ホームページのトップの所へ載せる考えはないかということ。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

ホームページのトップの。ちょっと分かりにくかったんですけど。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

ホームページの一番最初に出てくる画面の所にですね、黒潮町の防災情報ということで載せていただいたら、スマホを持つておる方であればそこで見るができるということですので、そういう方法も他町村では取られておったという所も聞いておりますので、黒潮町もせっかくありますのでやっていただいたらどうかなど。

まあ非常に忙しいとは思いますが、そういう枠を作っておってですね、中に打ち込むだけにしておいて、緊急時にはそこに載せるということができないかなということなんです。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

失礼しました。

ホームページを使った災害の情報伝達につきましては、ご指摘のとおりたくさん課題がございまして、ちょうど全体的なホームページのリニューアルも計画しております。その中でこの情報、特に災害時の情報がリアルタイムで住民の方が収集できるようにですね、なお工夫をしてみたいと思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

ありがとうございます。

ぜひそういう方向で、誰もがいつでも情報を収集できるということにすれば、安心感が出てきますので、ぜひ対応をお願いします。

続いて、次の問題に移ります。6月定例会で、9月に4局目の放送局、朝日放送の再送信の報告ができることでしたが、いつから再送信を始めるのでしょうか。

また、再送信が決まりましたら、加入促進の後押しとなると思います。推進計画は準備されておりますでしょうか。

この報告についてまだ聞いておりませんので、今議会で報告をできたらお願いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは藤本議員の区域外放送に関するご質問にお答えしたいと思います。

6月議会からの継続のご質問でございますけれど、その後8月24日でございますけれど、愛媛朝日テレビへ再送信の同意をするか否かの回答を正式に求める申込書を提出致しました。残念ながら、まだ具体的な日程まで今の時点で分かっておりませんが、いつから実施するというふうな情報をできるだけ早くお伝えできるように懸命に協議調整を進めております。6月議会でご質問いただいたときよりも間違いなく状況は前に進んでおりますので、ご報告させていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

だいぶ進んでおるようですが、おるようですが、やっぱり私たちから見ると、少し時間がやっぱりかかってくると思います。ぜひ、担当も一生懸命やっておられると思いますが、ぜひ早急にですね、せつかく24年には1,200万、26年には今年度は600万も掛けるということですので、ぜひできるだけ早くですね、いけるように期待をしております。あとは細かいことを言うても、まだできませんので仕方がないですが。

先ほど、最後の方にちょっと話しました、再送信が決まったら加入促進の後押しにしたいと思います。推進計画は準備されておるかというところです。それと高齢者が多いですので、単身世帯とか。そのチャンネルの設定とかそういうこともですね、併せて進めておらないと、機械が設置されてもですね、ずっと見れないんじゃないかなと思いますので、やっぱり優しい町政としてその付近の対策も含めて今考えておられましたら、お願い致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃられるとおり、この区域外放送、第4局目の民法の放送につきましては黒潮町のケーブルテレビの加入促進の最大の効果を狙っているものでございますけれど、その準備ですね、加入促進の準備についてどうあるかということでございますけれど。まだ実現できてない段階でまだ準備といっても、対策は具体的にはなかなかできてないんですけれど、もちろん区域外放送が実現したときにはですね、広く告知をしていって、そしてやはりマンパワーの対応が必要でございます。今ご指摘のございましたようにチャンネル設定につきましてもやはり自分でできない方もございますので、そういう方については、現在告知端末機の調整にずっと一軒一軒回ってるんですけれど、そういうサービスを含めてそのチャンネル設定も加えてですね、マンパワーの確保をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

できるだけ早く実現を望みますし、実現した場合にはできるだけ早く町民にその利益が受けれるように、今、課長が言われたような対策をお願いしたいと思います。この質問については今までずっと、もう6、7回やりましたんで、これ以上質問しなくてもできることを望んでおりますので、よろしくをお願いします。

次に、24年の9月議会で、佐賀地域のラジオ難聴対策はアクションを起こしていくとのことでした。町長答弁でも担当とも協議し方法について考えていくということでしたが、その後どんな対応をされたのでしょうか。

黒潮町は、先ほども言いました震災や豪雨災害で情報も含め孤立化が危ぶまれています。34メートルの津波が来襲する佐賀地域は、全域がAMラジオの難視聴地域です。8月31日の防災訓練にもラジオを持ち出してきた住民がいましたが、ノイズで放送は聞こえませんでした。地震、津波、台風などの大規模災害が発生時の、逃げながら聞く、聞きながら逃げるといった状況を想定した場合、ラジオは災害時の最も有効な情報源の一つです。同時に、ラジオは生活においても手軽で身近な情報端末として、昔から広く利用されています。

一方で、ラジオには電波の特性上、地形や周辺環境により難視聴が起こりやすく、ラジオが聞こえないという声を聞きます。県あたりも補助事業を検討しているように伺いました。この機会に対策を考えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

総務省のアンケートによりますと、震災東日本大震災の当日、被災地にいる8割の人がラジオを聞いており、聞こうとしたが聞けなかった人を含むと9割以上。また、震災の経験を踏まえて、5割弱の人がラジオは災害時に最も有効な情報元であると認識されておるようです。

ちなみにNHKはですね、隣の町四万十町に2局ございますし、四万十市にあって、宿毛にあって、土佐清水市にあります。この谷間にあるわが黒潮町の佐賀地域には電波がひとつも入ってこないという状況でありますので、どういうふうに対策を考えておられるのか、伺いたしたいと思います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは藤本議員の、ラジオの難聴対策のご質問にお答えしたいと思います。

AMラジオについてのご質問だと理解をしております。まずAMラジオの受信環境についてでございますけれど、担当の方で独自に調査を行った結果、黒潮町内のさまざまな地域でAMラジオが正常に受信できないことが分かっております。この調査は避難所として利用が見込まれる約130カ所を対象として行ったものでございますけれど、避難道を利用するような山の上の避難場所などを含ますと約300カ所となってまいりますので、

さらにこの調査よりも難聴地域は増えることが予測されています。現時点では難聴対策の予算化などはありませんけれども、来年度から、議員もおっしゃられたように高知県での AM ラジオにかんする補助金制度が検討されているようですので、まずは町全域でどのような電波状況であるのかをしっかりと調査をすることから始め、必要に応じて地局をするなどの対応が望ましいと考えますが、そのような事業を実際に行っていくのかどうかについても、予算も伴うことですので内部との検討をしっかりと詰めていきたいと考えております。

また、告知端末機の空きチャンネルを利用して放送を行うことも可能ですので、これに関しても事業を進めてよいのか検討をしていきたいと思っております。ちなみに、空きチャンネルを利用する場合の受信候補としては、チャンネルはNHK 第1、第2、高知放送の3局でございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

県あたりの補助も利用しながら検討していただくということですが、非常に多いです。ノイズがあってもですね、何とかこう判別できればいいと思いますが、旧佐賀町の所はですね、もうノイズだけで、何をしゃべりようかまず分かりません。山の方へ行っても、ノイズが多少かみながらでも放送されよう内容は分かる所があります。きれいに入るといというのは、確かに300カ所ぐらいあるかも分かりません。きれいに入らないというのは、しかし、ほんとに完全に入らない所は佐賀地域がほとんどだろうと思います。車で走ってみても分かりませんし。この56号線走りよってもですね、佐賀を過ぎまして特に伊与喜校区らあ付近からずっと奥はもうほとんど入りません。そういう所があります。それから夜間は、電波状態が悪いですので入りません。ぜひこの付近はですね、県とも国ともまた話していただいて、先ほど言いましたように東日本の大震災のときに逃げながら聞くということもあって、大半の人がラジオを持ちながら逃げたという記録もございますので、非常に住民がそれを聞くことによってある一定の安心感も与えられると思いますし、情報が無いというのが一番住民にとっては苦痛ですので、ぜひこの付近は対応をお願いしたいと思います。

24年の9月議会でそういう答弁でございましたけども、その後はそしたらその全然アクションというか、そういうことはされてなかったのでしょうか。その付近はどうですか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど答弁で申しましたように、まず大事なのは町がどういうふうな電波状況にあるか、細かく調査をしていかなければならないということで、その意味でのアクションは取っております。町内、先ほど申しました130カ所の電波状況につきましては、通常のラジオの場合と、それから少し長いアンテナを付けた場合と2つの手法で、NHK 第1、第2、高知放送との電波がどういう状況であるか、調査はしております。その結果を申し上げますと、NHK 第1放送の場合はですね、黒潮町の全体。佐賀だけでなく大方地域も含めてですけど、130の避難場所の中で受信ができなかったのがですね、66カ所、できたのが63カ所でございます。そしてNHK 第2の場合が、できなかったのは75カ所、そしてできたのが54カ所。そして高知放につきましては、できなかったのが63カ所、できたのが66カ所。これは、今申したのはアンテナを付けない状況。通常のラジオを持っていった状況での結果でございます。アンテナを付けると、少しこれは数が変わってくるというふうな状況でございます。そういう調査が一応はできてますのでこのデータを基にですね、今後、県と事業なんかの検討、

あるいは内部ですね、必要性を協議して積み上げていきたいと思っております。

おっしゃられるとおり、この中でも佐賀地域が非常に電波状況は悪い状況にあるのは間違いないです。
以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

ぜひ取り組み強化していただいて、実態もやっぱりそういう数的データも出てきましたので、あとは放送局にお願いすれば一番いいわけですが、なかなかそれも難しいとすれば、他の方法も考えないかと思えます。ぜひですね、その付近はやっていただいたら日常日ごろにやっぱりラジオに親しむということも出てきてですね、災害時にもそれを聞いて行くということになってこようと思しますので、ぜひその付近は強力に進めていただきたいと思います。

残り 11 分ございますが、これで終わりたいと思います。

議長（山本久夫君）

これで藤本岩義君の一般質問を終わります。

この際、2 時 40 分まで休憩します。

休 憩 14 時 23 分

再 開 14 時 40 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、坂本あやさん。

4 番（坂本あやさん）

一般質問をさせていただきます。

今回、私がお願いしてる質問 3 点ございます。公共交通について、庭先集荷と買い物難民の取り組みについて。国、県、町の補助金についての 3 点でございます。よろしくお願いします。

まず、公共交通についてということでお尋ね致します。

この問題につきましては、私も何回かこの議会で質問させていただきました。私だけではなく、また各議員の中からもいろんな質問がありまして、今回は非常にうれしい、佐賀の駅が改修できるということで、大変うれしいご報告をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

それですね、まあ結果も見えてきたということですが、まあ全体の中でどういうふうな位置付けになれるのかということがなかなか見えないということがありまして、今日、質問を用意させていただきました。

といいますのは、今までずっとご答弁の中にあっただのは、タクシーチケットのことだとかいろんなデマンドバスの問題だとか、それから観光客が来て地域を回られるのにどうしたらいいんだろうとか、いろいろな交通に関するこの問題点はあるんですけども。やはり、私たちのような地域では、こういう公共交通はそれ単独だけではなくて、やっぱり福祉の面からも一緒になって考えていく必要があるというご答弁を今までいただいております。それで、公共交通の協議会だけではなく、関係機関との協議した上で黒潮町のこの公共交通の在り方についての方向性を考えるというご答弁をいただいておりますので、そのあたりのことについてお伺いしたいと思って、質問を用意しました。

お願いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは坂本議員の1番、公共交通についてのカッコ1でございます。

公共交通について、住民の中からは、町の取り組み結果が見えないというご意見もある。現状と今後目指していく方向性を問うということについて、お答えを致します。

黒潮町の行っている公共交通施策も、鉄道およびバスならびにフェリーと多岐にわたってございますけれども、前回からのご質問の流れで、バスに関してのご答弁をさせていただきます。

黒潮町の取り組みと致しましては、黒潮町地域公共交通総合連携計画の基本理念であります、町民の安心な生活を支える公共交通、効率的かつ柔軟で持続可能な公共交通を目指して、これまで公共交通の空白地域の解消、公共交通網の再編などに取り組んでまいりました。その中で、町内で公共交通の空白地域でありました、川奥、市野々川の2地域の空白地域解消対策と致しまして、平成22年度より国の補助を受けまして実証運行を行いまして、平成24年度より本格運行を開始しております。現在も地域の方々の買い物や通院の便として定着をしているところでございます。

また、持続可能な公共交通を目指して、国道を走っている幹線バスで入野駅、佐賀駅と窪川駅佐賀線の2路線につきましましては、高知県が指定する生活路線への申請を行いまして、その認定を受けることができまして、平成25年度より県の補助金2分の1を頂きまして、運行を続けているところでございます。

さらに公共交通網の再編と致しましては、昨年度、これも高知県の補助を受けまして、5月1日から今年平成26年3月31日まで、北郷加持地区の6集落におきまして、エリアデマンドバスの実証運行を行いました。この運行形式は従前のバス路線の運行とは大きく変わるために、関係6集落の区長さんにご協力をいただきまして、バスを利用されている方々への説明と意見交換を重ねてまいりました。その結果、私どもが一番懸念していたところが、利用者の電話による利用予約についてでございます。意見交換会の中でも、お伺いした意見で最も多かったのが、デマンドバスを利用するには事前に予約が必要で、予約受付センターに電話をして予約を行う必要があることから、初めて電話をするときには大変緊張したけれども、一度電話をして利用すればその次からはもう大丈夫だったというご感想をいただき、まずは安心したところでございます。

また、買い物や通院などで利用する場合には、路線バスは停留所まで行かなければなりませんけれども、デマンドバスの場合は自宅近くから目的地まで運行してくれるので、デマンドバスはとても使いやすいという評価でございます。こうした利便性の情報が集落内に口コミで広がっていったら、わずかですけれども新たな利用者登録も増えてきているところでございます。

このデマンドバスの利用状況をご紹介致しますと、導入開始の平成25年5月の段階では、延べ54人の利用者でございました。その後少しずつ増えていきまして、26年3月には延べ103人のご利用をいただいております。週3日の隔日運行でありながら、実証運行期間中の11カ月で延べ681人の方にご利用をいただきました。

また、移動の目的地で一番多かったのが、大方クリニックを含む入野駅周辺で、全体の53パーセントになってございます。次がサンシャイン大方で44パーセントになってございます。

さらに利用者からのご要望で、100円ショップダイソーやピオスおおがたについても目的地に加えてほしいというふうなご意見がございまして、実証運行期間中に新たな乗降ポイントとして追加を行ってきたところでございます。

このような利用者のご意見やご要望を分析しますと、いろいろな場所での買い物を楽しみたいということが伺われまして、こうした意見を黒潮町地域公共交通活性化協議会で報告させていただき、協議検討を行った結果、本年4月1日より本格的な運行を開始してサービスを行っているところでございます。デマンドバスはこ

うした利用者のご意見やご要望を基にして、利便性の追求を行ってより行き届いた移動支援を展開していくことで、路線バスに代わる交通モードとして今後は全町的に拡充していきたいと、そのように考えているところでございます。

そして今後の課題としてでございますけれども、デマンドバスの意見交換会で利用者の多くから出されたご要望が、目的地がお店や病院など、1カ所の場合とはとても使いやすいんですけども、その先にもう1カ所行きたい場所がある場合、例えば役場に寄って用事を済ませた後、買い物に行きたいときなどは、今のままでは不便だというご意見もいただきました。こうしたご不便を解消するには、もう1カ所行きたいとされる入野市街地周辺を一つのエリアをとらえた二次交通のデマンドバスを展開すれば、より利便性が充実されまして、必然的に一次交通の利便性も増してくるでしょうから、さらなる利用率の向上につながり、わずかではありましょうが地位経済への波及効果も期待できるのではないかと、そのよう考えているところでございます。

こうした利用者のニーズと運行経費の節減、そして許認可の手続き等も含めて現在実施の方向で検討をしているところでございます。

また、懸案の利用料金についてでございます。デマンドバスの一回100円という手ごろさがとても好評でありまして、町内のほかの路線バスの運賃についても低価格化の検討を始めているところでございます。ご質問の住民の中からは、町の取り組み結果が見えないというご意見もあるとのご指摘でございますけれども、こうして議会の一般質問にお答えすることで、議会を傍聴されている方々や、また、ご家庭でケーブルテレビをご覧になられている視聴者の皆さんにも現在黒潮町が展開している公共交通のサービスをご紹介できるのも一つの周知方法となりまして、大変ありがたく思っているところでございます。従いまして、今後の進ちょく等につきましても折りを見てご質問いただければと思っているところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

はい、よく分かりました。

前回のときにもその質問させていただきました。そのときに武政課長の方から、そういう公共交通でデマンドの加持線の方をやってるということで、これからはもう実証実験も済んで本格運行が始まった。で、これについてはまあ全町に広めていきたいというご答弁でした。大変結構だと思いますし、待ち望んでいらっしゃる方も大変多くいらっしゃるのだと思いますので、早急に始めていただきたいなという思いが持っております。

それと、各デマンドバスの周知。確かに今日、この時点で私が質問したことによって、皆さんの中に周知ができたということでご答弁いただきましたけれども、ただ、私が乗るのではなくて地域の人が乗るので、その方々がですねどういうふうな手続きをもってですね、わが地域にもデマンドバスをという要望をお受けになるおつもりでいらっしゃるのかということとですね、それから、公共交通については福祉的な要素をやっぱり勘案しなければいけないというご答弁がございました。今回実施したデマンドバスの運行だとかですね、そういうところですね。で、福祉効果というのはどのようなものがあつたのかというふうにご認識になっているのか。

その2点をお伺いしたいです。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

まず、デマンドバスの開拓ということでございますけれども。現在、地区に出掛けていっている所は、米原

線がスクールバスがなくなりまして、路線バスの運行が中断してございます。それをデマンドに代えていこうということで地区に入って行ってご説明をして、その今北郷地区でやられていることの事業説明をして協議を重ねていくところでございます。

そういったことで、現在路線バスを運行している所にも随時出掛けて行って、デマンドのご説明をしていきたいと、そのように考えているところでございます。

福祉のことについてですけれども、ちょっと私の方は答えにくいんですけども、構わなければ健康福祉課長の方からお願いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

デマンドバスの拡充について、福祉の方でどのような効果があったと認識しているかとの質問と思いますが、まず1番は、デマンドバスは利用料金が少ない、安いというところが一番大きなところではないかというふうに考えております。それとやはり、自宅の近くまでで乗降ができるというところが大きなところではないかというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

福祉的效果について、少しお伺いします。

ご自宅近くまでバスが来ることによって、福祉的效果が非常に大きいというご答弁だと思うんですけども、というのは、路線バスでしたら、バスの停留所まで歩いて行かなければならない。それがやっぱり高齢になってきたりするとですよね、なかなか行きにくい。その距離を歩いて行って公共バスに乗ることが難しい。そういう面をこのバスが福祉的な面です、補足してくれてることなんですか。ということは、デマンドバスを運行することによって、今度は路線バスの方の乗車人数というのの低下が起こってくるのではないかとです。そのバランスっていうのをどういうふうに取り扱われるようになるのでしょうか。

料金が安くて、路線バスよりもそのデマンドバスの方が福祉的效果もあって、サポートもできて、料金も安いということになりますとですね、なかなか路線バスとの連携というのが難しくなってくるんじゃないかなと思うんですが。

それとはどういうお考えになっているのかをお伺いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

すいません。ご説明が足らなかったようでございます。

路線バス、いわゆる中山間地域の枝線を対象に路線バスを現在走っている所をすべてをデマンドに代えていくということでございますので、路線バスが走っている所にデマンドバスが走るということにはございません。ですので、現在は路線バスがいわゆるその、言葉適切じゃないかもしれませんが、空の状態で定期的に走ってございます。それをやめといて、デマンドに代えていく、そういう運行でございまして路線バスをやめてデマンドに代えて行って、一定のエリアの区間を予約運行するというところでございます。

そして、福祉的なということもございまして、利用者の方々のだんだん意見を聞いてみますと、週 3

日でございますので、毎日運行されているわけではない。ですので、買い物に行く日をあらかじめ仲間内で決めといて、何時に行くよというふうな声掛け合ってご利用をさせていただきます。

そういったことで、見守り、一つのこともできましてですね、お誘い合って利用されていると。そういったところがまた、福祉的な要素に考えられるのではないかと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

地域の中で、自助ということでしょうか。自分たちで見守り合いができるという効果もあるというようなことでした。

すいません、そうすると、路線バスとデマンドバスとの使い分けというのが町内できちっとできてきて、それで、路線バスの入っていない所に対してデマンドバスを走らせるということですよ。

それですね、デマンドバスで入野地区までずっと出てくるようになったら、例えば、今あるのは加持ですね。加持からずっと出てくれば入野の駅までも来るし、それから鞭までも来るし、サンシャインさんにも行けるしということだと、56 号の路線バスが走っている部分についても、デマンドで走ってきているということではないのですか。

例えばですね、56 号の国道は路線バスが走っているの、そこからは路線バスに乗って入野地区に行くとか、そういうことではなくても 1 本でデマンドは来るということですか。

お答えいただけたらと思います。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

お答えします。

まさにその北部地区から、例えば早咲の四国銀行までデマンドで行きます。そこでデマンド 1 回で終わりです。それから入野のスーパーに行きたいというときは、今、議員がおっしゃったように路線バスを利用して行くこととなります。そうすると料金が高いということとなります。

ですので、今考えていることは、その入野地区を 1 つのエリアとした 100 円のデマンドにして、銀行で用事が終わったころにお電話していただいて、来ていただきたいというふうなことを予約していただければ、今度はサンシャインまで 100 円で行けるというふうなことを、今、許認可も含めて検討しているところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

細かいことまで詰めると矛盾して分からなくなるかもしれませんが。

まあそうすると、路線バスはどうなるんですか。その 56 号を走っている路線バスはどうなっちゃうんですか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

路線バスは、国道を利用している所は時間どおりに中村駅から佐賀まで走ってございます。幹線を走るバスは路線バスでそのまま保存していきますけれども、デマンドはエリアですので、1つのエリアの中を走るバスです。今は北郷加持地区を1つのエリアとして運行していますけれども。この入野周辺だけを走るエリアバスでございますので、国道の部分では競合するかもしれませんが、定期的に来るのと、予約で走るとの違いがありますので、そういったことでご理解をいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

きっとこれから調整がうまくついて、私にも分かるようなものが、こういうふうにならなってるんですよって、ここで利用して、こんなに利用してくださいねっていう細かいものは出てくるのかなと思って、期待をして終わらせていただこうかと思いますが、この質問については。

空のバスが走らないように、やっぱりこういういろんなところで調整をしていく必要があると思うので、そこをまあこの地域内、それからあと黒潮からまた四万十市に行くとか、いろいろな状況があって一律には考えにくいと思いますので、そのケースバイケースに順応できるような利用の仕方を作っていただきたいということで終わらせていただきたいと思います。

その中で、カッコ2ですけれども。タクシーというのものもあるわけで、バスについては路線バス、デマンドの利用をしていくということですので、あと地域の中での公共交通の果たす役割としてタクシーもあると。その中山間の地域では、タクシーをデマンドバスの代替としてデマンドタクシーというような形でも利用しているという取り組みもあるようですが、黒潮町としてはこのタクシー利用についてはどのようにお考えになっていらっしゃるんですか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは、坂本議員の一般質問の公共交通に関する2番目のご質問の、タクシーに関するタクシー会社への協力要請について、まず通告書に基づきお答えしたいと思います。

議員が先ほどご説明されましたように、前回の答弁では、基幹となる公共交通の運行方法や各サービスとの連携など総合的に協議を行う中で、福祉タクシー、いわゆるタクシー券給付事業のことでありますが、の検討を行っていききたいというふうな答弁をさせていただきました。その後、庁舎内において協議をする場を設け、タクシー利用券給付事業の件や公共交通の在り方などについて協議をしております。この協議の中で、やはり福祉手当の支給を継続しながら新たなタクシー利用券給付の事業を実施することは財政的にも負担が大きく、また、バスや鉄道などの公共交通への影響や、あったかふれあいセンターの外出支援などの関連する事業との整合性や調整を図る必要があることから、障害をお持ちの皆さまにつきましては、黒潮町身体障害者連盟から出された福祉手当にかんする要望についてのタクシー券利用の通院費を含むとした福祉手当の増額の要望を尊重しまして、当面の間、福祉手当で対応することをご理解をいただいているところです。

また、このような対応につきましては、黒潮町地域公共交通活性化協議会でも報告させていただいたところ です。

このため、議員のご質問とはちょっと異なるところですが、福祉タクシー、タクシーチケット券等につきまして、タクシー会社への協力要請は現在のところ行っておりません。しかしながら、ご高齢の方などを対象とした通院等の外出支援の課題につきましては、本町全体の重要な課題であることは申し上げるまでもありませ

ん。このためバスなどの公共交通の再編やデマンド化、あったかふれあいセンターのネットワーク化による外出支援サービスの拡充など、地域の皆さまの利便性の確保に向けて取り組んでいる、今現在過程です。このような交通基盤の再編や各種サービスとの連携など、将来の状況も見据え、町内全体で抜本的に検討すべきであると考えていることには変わりなく、その中で福祉施策としてのタクシー利用券給付事業等の事業も検討する必要があると考えております。そのために、検討のための時間もある程度必要であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

総合的に考えるということで、前回もお返事をいただいていた。前回は町長の方でもご答弁ありましたね。タクシーの件については、まあバスだけでは中山間で急な病気になったりとかそういうこともあるので、タクシーの利用ということもやっぱり頭の中に、町の施策としては入れていかなければいけないだろうということはあるというようなご答弁を前回もいただいていたと思います。

ですから、今デマンドバスや路線バスの利用についての話が出たということは、総合的に考えていくとすれば、タクシーの運用についての議論もですよね、おなじように出てくるべきではないかと思うて私は単純に思うんですけども。なかなかそのことについてはですね、佐賀にタクシー会社がないから大方地区だけのタクシー会社では対応できないとかですよね。そういうことが理由になって事業が進んでないんじゃないかなと思うんですけども。

抜本的にやっていくのであれば、バスの方がこうやってどんどんこう進んでいってるのであればですね、タクシーの方をどうするかっていう方針的なものはですね、もう決まっていけないんじゃないかなと思うんですが、そのあたりは全くそのめどが見つからないのでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

タクシーとですね、現在さまざまな運行形態であるとか路線延長、時間帯の調整、それからデマンド化、こういったことを進めております、いわゆる公共交通。これは性格が全く違うものでございまして、片方は民間業者で片方は公共交通であると、まずこういった大きな大前提がございまして。そして、町内どこにお住まいになっておられても移動手段、これについて過度のご不便を感じていただくことのないよう、そういった目的達成のためには一体どういう公共交通網が必要であって、さらにそこへ財政的な視点を加味して、総合的にバランスを取っていくということがデマンド化の一つの帰着を迎えた検討の結果ということになってございます。

実はこれ、1 つ目の答弁とも重複すると思っておりますけれども。例えば、全町ですとですねフィーダーを全部デマンドにしたとしてもですね、これですべて移動手段の確保ができたという認識には立てないと自分たちは思っています。よって、一つの施策ですべてがカバーできるという認識を持っていないので、幾つかのネットをかぶせていく必要があるであろうという認識でございまして。その中で自分たちが今最も期待しているのは、平成 24 年度から計画期間として開始しております、現在の第 1 期の地域福祉計画の中でですねしっかりとたい込んでいっているその移動手段の確保、これについてどうしていくのか。これは福祉計画の中にも掲載させていただいておりますけれども、あったかふれあいセンターのネットワーク、これを構築することによってセーフティネットをもう一つと。移動手段の確保としてのセーフティネットも一つチャンネルを増やすという効果を自分たち

は大変期待しているところでございます。

よってですね、今後のその公共交通を含めた移動手段、これの大きな方向性というのはまずデマンドに変換していくのか、あるいは通常路線でいくのか。これは別にして、公共交通網は全町の維持をしていく。これがまず一つでございます。それからもう一つは、それで拾えない部分。つまり、そこで感じられる不便さをどこでもう一つのチャンネルでカバーしていくかと。そのカバーできるチャンネルが自分たちは、あったかふれあいセンターの送迎機能であったり外出支援機能であったりという方向付けを 24 年度に既に行っておるところでございます。そういった中で、あったかふれあいセンターのネットワーク化にはこれまでも答弁申し上げましたように、少し時間がかかります。どうしても時間がかかります。そして、公共交通につきましては、維持をしていくのであれば、どういう体系でどういう投資を行いながら財政的なバランスを取っていくのか。こういった検討を公共交通活性化協議会、それからならびに庁舎内でのワーキングチームでお話し合いをいただいているというのが現状でございます。

で、2 つ目のご質問いただいております、このタクシーでございますけれども。こちらにつきましてもどうしてもですね、佐賀地域にタクシー会社がない、これも一つの大きな要因でございます。それからもう一つは、どうしてもその利用料がですね、高額である。路線バスあるいはデマンド、あるいはあったかの外出支援、こういったものと比べると高額に位置することから、行政として行えるその給付事業で投下するその資本ですね、そのレベルは一体どの程度であるべきなのか。それを、財政の見地からすると少額にならざるを得ず、それで効果が出るのかどうなのか。これは実は他市町村でも行われている所がありますが、これは実際に行っているその他市町村の担当者の意見をお伺いしますと、効果があまり高いとは感じられないということになってございます。

よってですね、自分たちはしっかり現状を見据えて、何かこう風潮に流されるわけではなく、黒潮町としてベストな移動手段の確保の施策はどういうことなのかということを自分たちはしっかりと確立していかなければならない。その話し合いは、いついつの段階で全部終わりますということではなくて、常に行っていかなければならないファクトだと考えておりますので、これもまた引き続きこの問題につきましては協議をさせていただきたいと、そのように考えてございます。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

私がタクシーのことについて考えるときにですね、例えばスクールバスなんかもそうなんですけれども、朝早く、子どもたちの、まあ黒潮町の集落というのは、国道から山間部に向けて川が流れ、川の上流に向かっていくように集落が点在している地域が多ございます。そうすると、スクールバスなんかでも一番先に乗る子どもは、7 時とか 6 時とかすごい早い時間にそのバスを利用するためにやっぱり時間調整をしたりするわけです。で、その今度高齢者の方々の対策として、デマンドバスなんかも福祉的な要素で出していくということですけども、それぞれの地域がありますので、山の一番奥の方にお住まいの方は出てくるまでに数十分かかる。そこを迎えに行くと、また出てくるということになるとですね、かなりの時間を要するということもあると思うんです。で、やはり皆さん目的地には早く着きたい。それから、前にも一度お話ししたんですけど、田舎というのはその移動距離に対して、その所要時間というのが非常にかかるというのが田舎のデメリットであるということをお話ししたことがあると思います。やはりそういうことをクリアしていくためには、地域の中にある交通を本当にいろんな形で利用していくということが大事だと思うので、そのタクシーという機関にですね、そういう地域を支えていただく、荷を担っていただく、ということも一つ含めて考えていただいた

らいいんじゃないかなということ、今回の質問にしたわけです。

確かに、料金の問題があるということです。確かにみんな料金は安い方がいい。でも、ほかの方々のデメリットをカバーするためにまたタクシーを利用するとかいうことになれば、またこれは話は別になってくると思いますので。まあ、今後の日々お話し合いを進めていくということですので、その移動距離と所要時間のこの反比例というものを勘案しながらですね、一番その地域に適正な公共交通の在り方、それからデマンドバスの利用の仕方、タクシーの利用の仕方等々をお考えいただいたらいいかなと思います。

それで、先ほど宮川課長のご答弁にあったときにですね、前回は聞きました。障がい者の連盟の方からですね、タクシーのチケットを頂くよりは、それを補助率の増額にしてくれということでした。これは障がい者に対する補助率の話ですよ。高齢者に対する移動に対する補助ということは何かございましたかね、そのときに。確かそのときには、高齢者についての説明はなかったと思うんです。今、求められているのは、高齢者の方々というのはなるべくですね、安全に地元でお暮らいただくためにある程度の年代になったらですね、運転をやめて公共交通に移動してくださいねっていう指導をなさっている部分があると思うんですが、そうすると福祉タクシーのタクシー代としての補助を障がい者の方々だけというがじゃなくって、やはり地域の高齢者に対するの支援というのを具体的にどういうふうにしていくかということもこれからあると思うんですが。

そのあたりで決まってることがあれば教えていただきたい。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

お答えします。

まずですね、高齢者に対する支援ということで、高齢者の数をちょっとご紹介したいと思います。

今年度の8月末現在で、70歳以上の高齢の方は3,551名おります。同様に、80歳以上が1,795名おります。高齢者に対してタクシー利用券の給付事業を行うとなると、例えば80歳以上の方をすべて対象とすると、例えば月々1,000円ずつで年間1万2,000円程度にしても2,000万という数字が出てまいります。2,000万を超える数字となると思います。タクシー券利用の事業につきましては他の市町村の例を見ると、実績額に基づいて給付というか、しているということですので、実際は先ほども町長の答弁の中でもありましたが、実際利用率が低くて50パーセント前後であるというふうなことも他市町村から聞いております。それにしましても、1,000万近くの経費が掛ろうと、そのように考えておりますので、高齢者の対象となる範囲について検討もしなければならぬというふうに考えております。

で、今回の議会に合わせまして総務課から頂いた資料で、高齢者で免許証を返納された方の人数が約30人ぐらいおられるというふうに聞いております。例えば、タクシー利用券給付事業を行う場合、障がいを持たれておる方および免許証を返納された方というふうなやり方であれば、ある程度財政的な課題も克服できるものと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

今、返納された方とか、そういう条件を満たす方に限られると、ある程度財源も限られてくるであろうと考えるということでしたよね。

考えるのでやるのですか。やらないのでしょうか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

先ほどの答弁と重複しますが、デマンド化バスの拡張の答弁をさせていただいておったり、あったかふれあいセンターの外出支援の取り組みも今最中です。やはりそれらのサービスと整合性を図りながら検討をしていきたいというふうを考えてますので、早急に実施するという事は今のところ考えておりません。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

では、よろしく検討をお願いします。

では、3 問目に移ります。

車いすの列車利用に進展があったようだが、具体的にどのようなになっているのかということでお伺いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは坂本議員のご質問、車いすの列車利用に進展があったようだが、具体的にどのようなになったのかというご質問にお答えを致します。

土佐くろしお鉄道中村宿毛線運営協議会幹事会の幹事には、規約で総務課長が任命されてございます。かつての幹事会にて、この車いすの利用のことについてご提案させていただいたときの感想は、昨年12月議会、坂本議員からの同様のご質問でもご答弁申し上げましたが、その当時に関係する幡多6市町村で車いす利用者が鉄道利用をされることに対しては、私ども黒潮町以外の幹事関係者ではその認識が極めて低いとしか申し上げられない状況でございまして、驚いたことと同時に大変残念な思いも致し、憤りも覚えたこととございます。

黒潮町が独自に行っている、車いす利用者の方が鉄道利用した際のグリーン車利用料金無料化の係る制度について、その後幹事会で協議を進めた結果についてお答えを致します。

このことにつきましては、今年6月20日に開催した幹事会でやっのご理解をいただきまして、合意に至りました。続いて、7月11日に開催された平成26年度土佐くろしお鉄道中村宿毛線運営協議会定期総会にこの件お諮り致しましたところ、幹事会で当初ご提案したときと同様にさまざまなご意見が出され、この案を初めてお聞きになる委員の方々には相当の抵抗もあつてか、審議の結果、会長預かりということになりました。しかし、おおむね1カ月を経過した先月20日に開催された幹事会において、最終的な合意に至ったところでございます。

今回、幹事会で合意に至った制度は、黒潮町が独自にサービスをしていることよりも少しサービスを拡大したものとなってございまして、その補助事業の概要につきましては、対象者はくろしお鉄道中村宿毛線の特急列車を利用する方で、車いす使用等の理由により、普通車両に乗車することが困難な方と、その付添い人1名以内ということにしてございます。対象の区間は、中村宿毛線とJR土讃線の窪川駅から100キロ区間以内としながらも、全国の人を対象としたものとしてございます。幡多地域への観光客の呼び込みにも一助できる考えでのことで全国の人を対象としてございます。

そして実施の期間は、土佐くろしお鉄道およびJR四国の特急車両の更新が終了し、車いすを使用されて乗車

される方が何の支障もなく鉄道を利用できるようになるまでということにさせていただきます。この補助事業は、JR 四国の運行区域も含むことで JR 四国の保有する車両のグリーン席への影響が大半であることから、事業実施に向けて今後は JR 四国との協議を開始することになってさせていただきます。しかし、情報によれば JR 四国側では他のグループ会社との協議が必要になるとのことで、今後の進ちよくにおきましても予断を許さない状況になるかと思えます。

また、仮に JR 四国との協議が相整い、この補助事業によりグリーン車両を利用できるようになった場合でも、車いす利用者の方は車両内の通路に所在しなければならないために、他の利用者が車内へ出入りする際には、通路利用にご不便をお掛けすることから、その都度いったん退出をしなければならないことなど、決して利用しやすい環境になるとは言えません。従いまして、事前告知等にほかに周辺整備を含めてさらなる改善も今後検討していく必要があると認識してさせていただきます。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

ありがとうございました。

この件については非常に総務課長にはご苦労掛けたようにお聞きしております。

ご本人がグリーン車両に車いすで座って状況をお確かめになったということでしたけど、そのときに課長お座りになってどうでしたか。これで快適な列車の旅ができるかなと思いにになりましたでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

お答えします。

今回の制度で、車いすを利用されている方ということの定義をしてさせていただきますけれども、車いすを利用されても座席に腕を使って移動できる方はこの対象から外してさせていただきます。車いすに乗ったままの状態では移動しなければならない方を対象にしてのことでございます。そういったことも自分で身をもってどうなのかということを実際入ってみますと、車いす自体が固定されてございませんので、しっかりと車輪を握ったままで、例えば入野から高知までそのままずっといなければならないというふうなことを考えてみますと、グリーン車には入って座ってはいられますけれども、相当のまた苦しい環境にあるといったことも考えられます。また、そこが身障者のスペースだよということの告知をしないと、何でこの人はここにいるのかといったふうなこともほかの乗客の方にはなってしまいますので、そういった車内の告知も必要ではないかといったことも土佐くろにも提案をしたところでございます。その状況に実際自分がいないとなかなかそういうことが分からないこともございまして、自分なりに大変勉強になったところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

少しずつこの問題についても進んでいるなと思って嬉しくは思っております。先ほど、ご説明のときにありましたよね。佐賀の改装の件でもありましたけれども、22年でございます。この要望が初めて出された。その後から、岡山でしたかね、こちらの高知県まで講演に来られた方が、私は荷物じゃないよというお話があっ

て、大きく高知新聞に取り上げていただいたというような経過もございました。長い年月がたって、やっとここまで来たと思ってます。その間に、本町で車いすをご利用になった方は、移転されまして今少し遠い場所にいらっしゃるかもしれませんが、この整備が整えばですね、また自分でも列車に乗って黒潮町に訪れていただけるのではないかなと期待をしているところです。特に今ですと、列車に乗るときにも本当に自分一人でもやっぱり移動できるというところは大切なことだと思いますし、なかなかその支援者と一緒にですね、動いていける方ばかりではないので、やはりこの特に公共交通が果たす役割というのは、皆さんを受け入れることを大切にしないといけないと思いますので、今からもずっと続けて取り組んでいただきたいと思います。

それと、いつごろから利用できるようになるかということをお伺いしたいんですけども。今の車いすを利用される方がですね、いつごろからその列車に乗れるようになるのでしょうか。今は黒潮町はグリーン車両の補助をさせていただいてますけれども、そのめどというのはある程度ついてるのでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

先ほどのご答弁でも申し上げましたように、JR 四国との協議を重ねなければなりませんので、現在のところその見通しは立ってございません。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

また縷々（るる）努力をお願いします。

それと、利用するときには本当に利用しやすいような形で検討を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。この件については以上で終わらせていただきたいと思います。本当にうれしい報告が土佐くろさんの方から出てきたということで、これから JR さんとの協議、ぜひ頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、2 番の庭先集荷と買い物難民の取り組みについてというところでお伺いしたいと思います。

じゃあ、カッコ 1 の庭先集荷の役割について、町の認識はどのようにお考えになっているかということについてまずお伺いしてからお話を進めたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

それでは通告書に基づきまして、坂本議員の庭先集荷と買い物難民の取り組みについての庭先集荷の役割についての町の認識はどのように考えているかのご質問についてお答え致します。

庭先集荷の役割については、農産物を出荷したくても運送手段等を欠くことや遠距離のためそれができない方に代わり、各集落に出向き集荷して町内の直販所に出荷することを実施しています。その中で、販売額の向上、利用者の拡大を図ることを目的として、地域の農家所得の向上、農地の保全、また高齢者の生きがい対策や見守り業務などの福祉活動を行っていくことで集落全体の維持活性化を図ることを目的にして事業の実施を図っていると認識しています。

庭先集荷については、平成 19 年度より高知県自治研究センターによる実証実験として開始され、その後平成

21年度までの3年間の実験を経て、平成22年度より実施主体を黒潮町として、有限会社ビオスに業務委託して現在に至っています。その間、県等の補助事業を活用しながら、集荷ルートについては当初1ルートから、現在はほぼ町内全域を網羅した6ルートまで広がりました。また、利用者数については、当初37名からピークの平成22年には82名となりましたが、以降中山間の人口減を反映してか平成25年度には62名と、20名の減となっています。しかし、集荷販売額については、当初172万円だったものが平成25年度には1,139万7,000円となって年々順調に伸びており、出荷者一人当たりの販売額が向上していることが伺えます。

こうした状況から、これまでの庭先集荷の事業実施によってもらたす中山間地域における生産活動の維持による農地の保全や集落機能の維持、高齢者の生きがい対策や見守り業務についても福祉施策の面からも効果が上がっていると考えられます。しかし、昨年までは県の補助事業を活用しながらの事業実施でしたが、本年より町単独事業により実施しています。これらを踏まえ、事業の経費削減や、また高齢化により生産活動の減少も危惧(きぐ)される中、新たな事業展開も検討しながら利用者の拡大などに努力して事業の継続を図っていくことが必要と考えます。

以上です。

議長(山本久夫君)

坂本さん。

4番(坂本あやさん)

ありがとうございます。

私もこの事業に携わらせていただいた時期がありましたので、今課長がおっしゃるようになりますね、当初から比べればまあ人数は減ってきておりますけど販売額は上がってきている。ということは、生産量が上がってきているということにもつながると思いますので、確実に農地なんかについては守られてきてるのではないかなと思います。庭先の小さな所でお作りになっていた方がですね、庭先集荷を利用することによって、隣に空いてる農地を借りてまた生産を始めたですとか、それから、ご主人が亡くなってもうちょっと体調が悪くて生産ができなくなって出荷もできなくなったという方の所を庭先集荷の方が訪れることによって、大変お元気になるられて出荷も続けられたとか。それから、高齢者の方が一時期手をけがされて、ゴールデンウィークに商品が出せなかったことを大変悔しく思われて、来年こそは頑張ると言ってその生産に取り組みれたりとかですね、非常に個人個人のその状況についてはすごく成果があったんじゃないかなと思います。

私はそのとき思ったのは、高齢者の方々がですねやっぱりこう日銭を稼いでいくという、そのプロセスというのが非常にお元気を維持していただけることにつながるんじゃないかなと思いました。そういうことを庭先集荷に携わる方々もよくご承知になっていただけてまして、いろいろなお宅に伺って、それぞれお一人お一人に声掛けをし、庭先集荷をご利用になりませんかというような形でですね、出荷者を増やしていったり、それから荷造りの仕方についても、やっぱり美しく見える商品が売れていくのでやっぱりきれいに荷物を造らないといけないですよとかいう指導をしたり、そういうことを積み重ねて今の販売額があると思います。本当に地道な作業の積み重ねであったと思います。当初、今課長ご紹介になったようにですね、国の事業で無料でこの事業は利用していただけていましたけれども、県の運輸政策課ですかね。そこが担当されたときからですね、だんだんに利用手数料を頂かねばいけないというような形になりましたけれども、それでもやっぱり利用を続けていただける方もあるという状況です。

それから、当時は本当に高齢者の生きがい対策として始められたものでしたけれども、今課長がご説明にあったようにですね、最初はそうだったけれども、やっぱり黒潮町で非常に町としてこう東西に長い地域ですので、それに先ほども公共交通のところでもお話したようにですね、そういう施設からは随分距離がある方々も

いらっしゃいます。そうすると、朝荷物を造って自宅を出て道の駅に下ろしたり直販所に下ろしたりすると、帰ってくるのに1時間以上、2時間かかったりして、もうそうなるとお昼前になって、もう農作業がほとんど手に付くことができないような状況になる。それからまた夕方には収穫をして、次の日のものを作らなければいけないというような悪循環がこう出てくるということも分かってきました。ですから、庭先集荷というのは決して高齢者だけの対策ではないということがやっている途中で分かってきて、距離的ハンディをやったりカバーする地域の方々それぞれにやったり波及させていかなければならない事業じゃないかということが分かってまいりました。ですから、生産をする方は一生懸命その荷物を造って販売所に出せるような準備をする。そして庭先集荷を担当する人は、それを少しでも新しいときに運んでいくというようなことに役割分担をして、地域の中の小さな経済を回していく活動としてこの事業が役に立っていると私は思います。

それで、今回ですよ、県が補助事業をお切りになりました。黒潮町は今単独でやるような形になってきましたけれども、これについては黒潮町はこれからもこの事業を続けていこうという思いで踏み切っていただいたんでしょ。そのあたりをお聞かせいただけたらと思います。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

質問にお答え致します。

これからの庭先集荷の取り組みですが、先ほどの答弁の終わりの方でもお答えさせていただきましたが、やっぱり事業の経費を回していかななくてはならないと。そして、高齢者の生産活動の方もだんだんとその高齢化によって少なくなってくるんじゃないかというように危惧（きぐ）しております。そのためにはどうしてもその利用者の販路拡大とか新たなまた事業の展開、今までどおりのことじゃなくてなにがしか新しいことも取り入れていって、その中で継続については検討していかななくてはならないと考えております。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

今、新しい展開というお話がありましたけれども、今まででしたら庭先集荷は町内の7ルートをやってきました。そして今年は6ルートになったと思います。その中で展開をしていますけれども。それにプラス、今は四万十市的一条通り、いちじょこさん市場まで黒潮町の商品を出荷できるような体制が整ったようにお伺いしますが、それはやってることでしょうか。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

議員のおっしゃるとおり、町外のその直販所にも出荷をしています。

また、同じく販路拡大のために町外のもう一つの直販所にもご相談に行っておりますが、まだ返事はいただいておりません。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

地産外消に踏み出したということでしょうか。四万十市の方でもやはりそういうふうに黒潮町の方々を作った商品が販売されていくということになれば、また売り場面積が増えることによって販売金額が増えていくと

いうのが常のことですので、ぜひそこにも期待をしたいと思っていますので、ぜひ私はこの事業を黒潮町として続けていっていただきたいと思っています。

そして、2番ですけれども、その庭先集荷の役割の中にはですね、今はちょっとやまったようだけれども、買い物支援をしようということで、それも実証実験をしたことがございました。今ちょっと利用者がいなくなったということで中止になっていると思うんですけれども、だんだんにですね、地域の中からですね、買い物難民についてはどうするのというご質問が最近出ているように思うんですが。

そのことについてどのようにお考えになっているかということについてお伺いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは坂本議員の2、庭先集荷のカッコ2、買い物難民という言葉が頻繁に使われるようになった。庭先集荷でもその取り組みを行っていたが、現在は中断している。町は住民の声にどのように応えていくかということでございます。

この買い物難民というものも、中山間地域での高齢化に伴って今後ますます多くなってこようかと認識しているところでございまして、1の公共交通のところでも町長もご答弁させていただきましたように、各種のサービスを徹底していくという。これから検討してまいりますので、その中でまた同時に移動支援を考えていきたいと考えてございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

ありがとうございます。

まあ公共交通の中でそういうことも含めて考えていく、確かにそうご答弁いただきましたんですけれども、私、認識が違うところが一つあると思うんです。今、課長がおっしゃった中山間地域ではというご発言がございましたけれども、買い物難民というのは決して中山間地域だけにいらっしゃるわけではないと思います。というのはですね、一つ事例を取ると、錦野団地にいらっしゃるご高齢の方たくさんいらっしゃいます。あそこはかなり前から団地になっている所ですので、お住まいになっている方もだんだんに高齢化が進んできました。今、錦野にある商店は閉めていらっしゃると思うんですが、そうすると買い物はですね、近くでもサンシャインさんまで下りてこないといけないですよ。これから高台移転とかいろんな問題話し合われて、高台高台ってことを言っていますけれども、その高い所から下りてきてですね、両手に大きな荷物を抱えて家まで帰るという作業は、高齢者にとっては非常に酷なものになってきています。やっ和下りてきて、それから今度両手に荷物を一生懸命いろんな物を買ってですよ、歩いて上がっていく、この作業というのがですね買い物難民の条件だと思うんです。

で、今だんだんにいろいろなスーパーさんがですね地元のお宅まで配達しますよとか、それから、その一番最初に早いものはコープさんなんかですよ。集落の近くまで持って、みんなでそれを分けて取ってくださいねっていうようなサービスを始めていますけれども。それは決してですね、中山間だからということだけではないと思うんです。ですから、その必要性を議論されるときに中山間の対策として考えるということは今なさらぬ方がいいんじゃないかなと私は思っています。本当に身近に買い物難民の方というのはいらっしゃるという認識を持ってこの問題に取り組んでいかないと、私は本来のところの手だてができないと思います。

で、先ほど私、庭先集荷のときにご説明した、ご主人が亡くなって、それで元気がなくなって農作業もなかなかできなくなったその方が商品を持って来られなくなったというご説明をしましたがけれども、その方も直販所からはそんなに距離のある方ではありませんでした。ただその方は、その荷物を直販所に持っていく手段がなかったんです。それは距離的ハンディだけじゃなくって、やっぱりその体力的なハンディなんですよ。そこがあってやはりその買い物をできなくなるという条件というのは、中山間でお店がないから買い物難民になるというわけではないんです。そこを踏まえた上で事業を入れていかないと、本来の福祉政策の中からこう抜け落ちることがあると思うんです。そこを詰めていくための施策が必要ではないかと思うがです。

いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

お答えします。

買い物難民の問題ですが、買い物難民には基本的に2種類あるというふうに考えております。1つ目は、まず自分で買い物に行かれない方。2つ目は、品物さえ届けば十分な方というふうに考えております。

まずその自分で買い物に行かれない方についてですが、あったかふれあいセンターでは、外出支援であったり買い物支援ということでサービスの提供をすることはできるというふうに考えておりますが、公共交通やタクシーへの影響も配慮しまして、今、外出支援のサービスを受けられる方は集いの場所に来られている方だけを対象に行っております。その方々がその買い物に行きたいということで要望がありましたら、日を決めて買い物に町内のスーパーなどに連れていくというサービスを行っております。

それと、品物さえあればいい、まあ指定の物を買ってきてほしいというサービスにつきましては、今年度あたりからちょっと力を入れて、あったかふれあいセンターで対応するように今準備もしながら行っているようなところ です。

で、先ほど議員がご指摘されましたが、介護保険のサービス事業者の担当者会の中でも、やはり例えば万行地区で買い物に行けない方がおるといふような情報も聞いております。それにつきましてはまたあったかふれあいセンターの方でちょっと話しに行き、品物を届けるだけであれば対応もできなくはないということで今話が進んでおるものというふうに理解しております。

で、福祉施策として買い物難民の施策につきましては、あったかふれあいセンターがあるエリアにつきましてはそのような対応も可能ではないかということで今取り組みを始めているところ です。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

ありがとうございます。

私が少しお世話させていただいたときの、その庭先集荷で買い物支援をしようとしたときに議論した内容があります。それは何かということです。確かに商品を持って届けていくことはできるでしょう。でもまあそこにはいろんな方の思いがあって、思いと、それから問題も発生するでしょうということを議論致しました。その内容は、届けた物が自分の思った商品とは違ったり、それから鮮度のある物についてはやっぱり新しい物が欲しいという思いがあったりとかですね、そういうご意見がやっぱりあったんです。それと、それから届けに行くことによって、地元には商店がある場合、その商店さんの営業との絡みというのがやっぱり出てくると

いうことでした。で、その中でじゃあ買い物の支援をするそのルートをどういうふうを選んでいったらいいんだろうかということを中心に議論しました。

町長が就任なさったときに、地元の産業を守るんだということをおっしゃっていました。私はそれは大事だと思ってそのときにも皆さんとお話をしたんですけども、できたら地元にある商店さんはいつまでもやっぱりお商売をしていただけるような環境を私たちはつくりたいといけないんじゃないかということも議論しました。それで、馬荷の場合は地元にある商店さんの力を借りて商品を仕入れていただく方法を入れました。そういう話し合いを皆さんですてですね、県の方も入ってそういう話し合いをしてテスト的にやってみましたけれども、なかなかそのときはまだね利用者があんまりいなかったんです。私たちもその中山間の政策としてそれをやったらいいのかなと思ってたんですけど、こないだお話をしたときには、目と鼻の先に商店はあるんだけど、私は行けないという方がやっぱりいるんです。それでタクシーを使って買い物に私は行ってますという方もいらっしゃいました。とすると、前にも1回ちょっと話したと思うんですけど、タクシー代金を払って、大変日常の物をお買い物になって帰っていらっしゃるといってもいいんですけど、届けていただくことだけじゃなくって、やっぱり自分で見て選びたいよねっていうのがやっぱり買い物をやる方の思いで、だからあったかふれあいセンターでは買い物支援としてそちらの方をその商店まで連れていくというサービスになられているんじゃないかなと思うんです。で、何種類かのサービスの仕方はあると思いますので、その地域性を大事にするということが必要だと思うんです。

ですから、中山間に入っていられる場合でもその地域に商店さんがあるのであれば、その商店さんが配達をさせていただいたりとか、商店さんにある商品を持って行って、以前は宿毛からバスなんか来られて、そのバスの中にいっぱい商品を積んで、その中で選んで買えるというかいうのもあったんですけど、なかなかその地元は合わないのかそれもやまってしまったりとかありましたけれども、今はかえてそういうことが喜ばれるような状況にもなっているのかなというふうに感じるところです。聞くとやはりですね、自分の目で見て、自分の手やっぱり選びたいなっていう思いを持ってらっしゃる方が非常にやっぱり多いなと思いました。

ですが、それだけを支援していくと、地域の商店がですねもう成り立たなくなるということがやっぱりこれから出てくる問題だと思うんです。いつまでもその地元の商店はですね地元の商店としてやっぱり残っていただいて、地元の方々に利用していただけるような方法。その方法を考えましたのは、例えば集落の奥の方まで自分のところの仕入れた商品を持って行ってお届けしていただく。注文を受けてもいいと思いますね。電話で受けて、今日は豆腐が欲しいから持ってきてねって言われたりするとその受注した物を持っていく。けれど、なかなかそれは収益的に合わないことです。だって、その商店からお届けする家まではかなりの距離があるんですよ。そういう所もあるんですよ。だから地元の、入野地区なんかでしたらある程度1回の、1リッターで何キロ回れるかというようなことをするとですね費用対効果出ると思うんですけども、奥の方に豆腐を1つ持って行ってですね、140円ぐらいですかね。頂いて帰ってきてですね、それは商店は成り立たない。じゃあ、それを続けていただけるためにはどうしたらいいか、ということをおもいは考えないといけないんじゃないかなということをおもいに議論致しました。

ですから、買い物に連れていくこと、それからお届けすることだけじゃなくって、やっぱり地元の中が本当に、どういうふうにするかというのをこうコーディネートしていくかということが求められてくると思うんです。できたらですね、地元の商店は地元にならなくてやっぱり残っていただいて、今度は若い人がそこを継いでやっていただけるとかね、やっぱりそういうふうなところに維持していかないといけないと思うんです。やっぱり過疎っていうのは、そこに学校がなくなったりとか、商店がなくなったりとか、郵便局がなくなったりとか、いろんなことがなくなることによってどんどんどんどん地域の過疎っていうのは進んでいくので、

私たちはその過疎を食い止めるためにいろいろな支援を考えていけないと思うんですが、その買い物支援ということも一つの地域を維持する支援策としては有効だと思うんです。

そのあたりも考えて、これから地域の福祉サービスとして考えていくことはできないでしょうかね。その商店さんが、例えば車で運んでいただくときのガソリン代の補助を出すとかね、そういうふうな小さな補助で、意外とこの集落を維持していくことができるかもしれない。それから地域の中で、地域とそのある商店がどういうふうにお付き合いをしていくことによってずっとこの機能を維持できるのかということ。できたら地域にある商店さんが近くでも配達をしてくれるとかね、そういうことについては何らかの支援をしましょうとか。そういうことをお考えになる時期にきてるのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

あったかふれあいセンターの買い物支援を行うときに、議員がご指摘されるように地域の商店を大切にしているところはすごく配慮しながらやっているつもりです。

また、今現在も続いているかどうか確認はしておりませんが、あったかふれあいセンターこぶしでは地域の商店の方がお弁当を配達して売りに来られておったりするという、こういう共存の在り方もあるんじゃないかなって思われる光景が見受けられました。

このように、その地域の商店とあったかふれあいセンターの買い物支援などが共に相乗的な効果を生むような形を検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

ぜひその方向でご検討いただきたいと思います。

では、次に3に移らしていただきたいと思います。

大体今日の質問というのは、全体的に同じ一つの事業がこう絡んできているんですけれども。先ほどの庭先集荷もそうです。それからあったかふれあいセンターや、それから集落活動センターについてもそうなんですけど、これはすべてがやっぱり補助事業ですよ。補助事業で行われている事業です。で、補助事業でやることによってやっぱり地域にはいろいろなこう効果も出てくるし、その支援を受けて、サービスを受けることによって地域で暮らしていく方が満足する、幸せになるということが大事なことなんです。ですからこの補助事業について、やっぱり地域はこの補助事業を受けないとなかなか独自では事業ができませんので、大変この補助事業はありがたく大事にしていかなければいけない事業だと思うんですけれども。

3番の質問のようにですね、なかなかですね補助金は縛りがありまして、思うように使えないとかですね、いうものがあるって、たくさん補助事業はありますが、使える補助金というのは本当に幾つかしかないというような状況もあるなと思います。

その中で、私ちょっと書き方が悪かったので、ちょっと訂正をさせていただきたいんですけど。

上から1、2、3、4行目ですけど。その収益が補助金より減額されたり収益の返還を求められるとありますが、まあ求められることがあるというふうに読み替えていただきたいと思います。それだけの事業ではありませんので、いろんな事業もあると思うんですが、そういう場合もあるということです。

私が考えているこの補助事業の在り方というのを、そろそろですね地域の中で支援策として補助金の使い方

を考えていってもらいたいなという趣旨がありまして、これを質問させていただいています。

まずは3番についてのお答えを聞いてから質問させていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは、坂本議員のご質問の国、県、町の補助金について通告書に基づきましてお答えを致します。

坂本議員の言われるとおり、補助金などのお金の活用方法には一定の整理が必要であるというふうに考えております。補助金につきましては、団体などが事業を行う場合、その事業料、事業費、事業内容あるいは決算状況による繰越金などにより補助金の額を決定をしているところでございます。コスト削減のころ、行政改革大綱また集中改革プランの実行年度中には、補助金等審議会を開催致しまして700万円等の削減も行ってきたところでございます。

委託料につきましては、町の振興事業、政策的事業あるいは維持管理的な事業など、町が行うべき内容につきまして、その団体が行う方がより効果が上がる場合などに委託契約を結んでいるところでございます。施設の管理費用からごみの収集委託などさまざまでありまして、それぞれの内容、算出根拠によりまして、実情により契約をしておるところでございます。しかしながら、県の規則、補助要綱などに縛りがあるのも現実として、補助対象経緯としてのさび分けは必要となってくると考えております。実際のところ、全体として一括りに統一することは難しいと思っておりますので、それぞれの事業内容、目的、効果などによりまして事業ごとに協議を行っていければというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

ご答弁のとおり、やっぱり補助金というのはそれぞれに目的があって交付されているものですので、ある程度縛りがあるものだと思いますが。

まあ補助金というのは必要性があるので出るわけですから、補助金自体には法令上には明確なものもないというのも法律上あるようですね。その適化法によって管理をされてるわけで、この適化法についても緩和ということが平成14年ですかね、適化法の緩和というのが出されてますよね。もう長い間、今まででしたらその補助金をもらった施設が市町村の中で何十年もこの補助金があるばかりに転用が図られないので、もっと地域に柔軟に使えるようにその適化法の緩和をしてほしいという地元要求が出て、これについては高知県からもその要望書を出していただいて、適化法の緩和が行われたということがありました。こういうふうな形で、補助金の見直しというのはこの地方の状況にやっぱり合わせてやっぱり使っていくということが大事なことだと思うんですね。そういうことに対してやっぱり国も支援をする、県も支援をする、町も住民に対して支援をするということがとても大事なことだと思うんです。

やっぱり今一つの例を、もう時間がないので一つの例から申し上げますけれども。先ほどから私お話しさしていただいている庭先集荷の件ですけれども。この庭先集荷の委託事業については、最初は国の事業でやって、受益者が無料でテストケースで参加させていただいてました。それから県が事業をすることになって、県の方からは補助金を出すのであれば受益者の方に負担をしていただかないといけないということで、5パーセントの手料を徴収してくださいということになりました。まあガソリン代をたいて行くよりはですね、やっぱ

りその利用する方も自由に使えますので、負担については5パーセントでということの話をして進めていきました。そのとき県から求められたのは、この事業で挙がってきた手数料については町が集めてくださいねという文言が付いておりました。それはまさにですね、あったかふれあいセンターも一緒です。あったかふれあいセンターは、受益団体が委託事業により収入を得たときはその収入に相当する額を市町村へ納付するよう命じなければならないという文言があります。というのはですね、結局そこで利用者を増やして、利用者の売り上げが上がって、そこで委託事業を受けた人たちが努力をして努力をして、最初10人だったのが100人に増やしたとしますよね。100人に増やして90人増えたんだけど、結局増やしたその人たちにとっての手数料というのは全部納金しなければいけないということです。頑張っても頑張っても、その委託者たちにとってみとですね、何のメリットもないというような状況になります。ちょっと何のメリットもないというのは言い過ぎかもしれませんが、努力に見合っただけの評価をしていただけないということだと思えます。で、いつまでも補助金で運営をしてはいけませんよっていうのが今の時代の補助金事業ですよ。この補助金を得てだんだんだん自立をしていってくださいねというのが、あったかふれあいセンターであったり、集落活動センターであったり、庭先集荷であったりする事業です。そうするとですね、やっぱり収益を生むその事業をやったりきちっと立ち上げていかないと、いつまでも補助金というのは同じ額をずっと出し続けなければ仕事ができないということになってきます。ですから、そういうことを少しでも地元の仕事として定着させていくにはですね、やっぱりそういう補助金の緩和をすることによって、もっと仕事として充実したものが作られていくんじゃないかと私は考えるんです。そのことをすることによって、すごく地元の人たちの、自分たちの努力に対する対価が得られるということは、非常にそのことに前向きになっていけるということだと思えます。それを補助金の事業であるからということで、その意識を削ぐ結果になってくるとはならないかなというのを私は心配しているところです。

ですから、特に庭先集荷なんかですとですね、今1,100万円近い売り上げが挙がっています。その売り上げに対して5パーセントの手数料が発生しています。その手数料は町が徴収しています。以前でしたら、県が補助事業として出してきたときにはこの5パーセントは町の補助金交付金額からマイナスされてました。ということは、県の入に入るんです。一生懸命仕事やった町の住民ではなくって県に入るんです。補助金を出した所が。そういう体制で、今も多分この庭先集荷についてはですね、町が主体でやっていますので町費の雑入で入ってくるようになってると思うんですが。

私はこのあたりからですね、この補助金の見直しをしたらいいんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

庭先集荷の今までの、去年までは県の対象事業やったということで、県の方に今の手数料の分が納入されよったということでございます。

ちょっと自分なりにもですね、その県に納入する理由とか、それと今年からは町単独事業というふう聞いておられますので、そのあたりのさび分けをしてですね、5パーセントの必要性とどこに収めるかあたりの検討を今後していきたいというふう考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番 (坂本あやさん)

ぜひねお考えいただけたらいいと思うんです。

今はまあ町の単独事業になりましたので、まず町からですねそこを変えていただけたらどうかなと思います。県の方の補助事業のときには、なかなかそこは申し上げましたけれども、変えていただくことができませんでした。ですから、町に入ってくる補助金、交付金の中からですね、頑張っ頑張った手数料が減額されたものが町に交付されてきたという現状だったと思います。

それで、そのことを考える中で、今いろんな公共の施設を指定管理者で出してますよね。例えば指定管理者に出すというのは、本来は町でやらなければならない施設の管理の問題であったりとか、それから公益性が高いので、やっぱりその民間の事業としては成り立たない部分を指定管理者という形で指定をして施設の管理をしていただくというのが増えていますけれども。今の指定管理の出し方にしてみてもですね、例えば体育館を当初 10 人の人が利用してました。でも、その指定管理者が努力して、それが 100 人に増えました。そしたらそこで使用料が発生しますよね。その使用料というのは、これからの事業の充実に充てるように使ってくださいねというような指定管理料の出し方というのも今だんだん出てきています。そういうことを考えるとですね、やはりこうした補助事業でも有効にその事業に投資していくのであればね、その補助金の返還を求めなくてもですね、十分地域のために役に立つようにお金というのは使われていくんじゃないかなと思うんです。ですからぜひですね、まず一つできるところからですね改善をしていただきたいと思います。

ぜひ庭先集荷、どうですかね、担当の課長あたりは。そろそろそういうふうな時期にきてるんじゃないかというふうにはお思いになりせんか。

議長 (山本久夫君)

農業振興課長。

農業振興課長 (森下昌三君)

副町長の方から検討するという返事でしたので、それ以上は私の方からは。

議長 (山本久夫君)

坂本さん。

4 番 (坂本あやさん)

ぜひよろしくをお願いします。

これで私の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長 (山本久夫君)

これで坂本あやさんの一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16 時 08 分